

定例教育委員会

議案

議案第26号

受益者負担金の適正化に伴う規則の一部改正について

受益者負担金の適正化に伴う規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成27年12月24日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

坂井市学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日

坂井市教育委員会規則第 号

坂井市学校体育施設の開放に関する条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表」を「別表第1」に改める。

第7条第1項中「免除」の次に「（以下「減免」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、学校開放施設使用料減免決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

第7条に次の2項を加える。

3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第7条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 市内の児童、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
③ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
④ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市学校体育施設の開放に関する条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

坂戸市学校体育施設の開放に関する条例施行規則(平成18年坂戸市教育委員会規則第33号)新旧対照表

改正案 (新)	現行 (旧)	
(利用時間)	(利用時間)	
第4条 体育館、屋外グラウンド及び武道館を利用する時間及び期間は、別表1に掲げる範囲内とする。ただし、学校教育に支障のある場合を除く。(使用料の減額又は免除の基準等)	第4条 体育館、屋外グラウンド及び武道館を利用する時間及び期間は、別表1に掲げる範囲内とする。ただし、学校教育に支障のある場合を除く。(使用料の減額又は免除の基準等)	
第7条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けようとするものは、教育委員会に学校開放施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。	第7条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けようとするものは、教育委員会に学校開放施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。	
2 前項の規定による申請があつたときは、減免の可否を決定し、学校開放施設使用料減免決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。	2 前項の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用料を減額又は免除することができます。 (1) 教育委員会が、公益上特に必要があると認めること。 (2) 前号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において教育委員会が適当と認めるとき。	
3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。	3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。	
4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。	4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。	
別表第1 (略)	別表 (略)	
別表第2 (第7条関係)		
	区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除	
② 市内の幼稚、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合		免除

③ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
④ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

坂井市体育館条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市体育館条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「免除」の次に「（以下「減免」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

第4条に次の2項を加える。

3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第10条中「及び第6条」を「、第6条及び別表」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市体育館条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

坂井市体育館条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第35号)新旧対照表

改正案 (新)	現行 (旧)
(使用料の減額又は免除の基準等)	(使用料の減額又は免除の基準等)
第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けようとするものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。	第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除 を受けようとするものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。
2 前項の規定による申請があつたときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。	2 前項の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用料を減額又は免除することができる。 (1) 教育委員会が、公益上特に必要があると認めること。 (2) 前号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において教育委員会が適当と認めるとき。
3 使用料の减免の基準は、別表に定めるとおりとする。	3 使用料の减免の基準は、別表に定めるとおりとする。
4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。	4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
(読替規定)	(読替規定)
第10条 条例第3条の規定により指定管理者が、体育館を管理する場合において、第2条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第4条、第5条及び第6条及び別表中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条(見出しを含む。)、第5条(見出しを含む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。	第10条 条例第3条の規定により指定管理者が、体育館を管理する場合において、第2条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第4条、第5条及び第6条及び別表中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「指定管理者」と、第4条(見出しを含む。)、第5条(見出しを含む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。
別表 (第4条関係)	

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼稚、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

坂井市坂井屋内スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市坂井屋内スポーツセンター条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「免除」の次に「（以下「減免」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

第4条に次の2項を加える。

3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第10条中「及び第6条」を「、第6条及び別表」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の児童、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市坂井屋内スポーツセンター条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

坂井市坂井屋内スポーツセンター条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第37号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
(使用料の減額又は免除の基準等)	(使用料の減額又は免除の基準等)
第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けるものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。	第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除を受けるものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。
2 前項の規定による申請があつたときは、減免の可否を決定し、体育施設貯用料減免決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。	2 前項の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用料を減額又は免除することができる。 (1) 教育委員会が、公益上特に必要があると認めるととき。 (2) 前号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において教育委員会が適当と認めるとき。
3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。	(読み替規定)
4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。	第10条 条例第3条の規定により指定管理者が、坂井屋内スポーツセンターを管理する場合において、第2条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第4条、第5条、第6条及び別表中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条(見出しを含む。)、第5条(見出しを含む。)、第4条(見出しを含む。)、第5条(見出しを含む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。
	別表（第4条関係）

区分		減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合		免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合		免除
③ 市内の幼稚、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合		免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合		50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合		50%以下

坂井市グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市グラウンド条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「免除」の次に「（以下「減免」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

第4条に次の2項を加える。

3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第10条中「及び第7条」を「、第7条及び別表」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の児童、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市グラウンド条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

坂井市グラウンド条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第39号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
(使用料の減額又は免除の基準等)	(使用料の減額又は免除の基準等)
第4条　条例第10条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けるとするものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。	第4条　条例第10条の規定により使用料の減額又は免除 を受けるとするものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。
2　前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。	2　前項の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用料を減額又は免除することができる。 (1)　教育委員会が、公益上特に必要があると認めるとき。 (2)　前号に掲げるもののほか、使用者間の均衡を失しない範囲内において教育委員会が適当と認めるとき。
3　使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。	3　減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
(読替規定)	(読替規定)
第10条　条例第3条の規定により指定管理者が、グラウンドを管理する場合において、第2条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第3条、第5条、第6条、第7条及び別表中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第5条(見出しを含む。)、第6条(見出しを含む。)、第6条(見出しを含む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。	第10条　条例第3条の規定により指定管理者が、グラウンドを管理する場合において、第2条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第3条、第5条、第6条及び第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第5条(見出しを含む。)、第6条(見出しを含む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。
別表（第4条関係）	

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定監業務を実施するため必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼稚、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

坂井市武道館条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市武道館条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「免除」の次に「（以下「減免」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

第4条に次の2項を加える。

3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第10条中「及び第6条」を「、第6条及び別表」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市武道館条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

坂井市武道館条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第40号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
(使用料の減額又は免除の基準等)	(使用料の減額又は免除の基準等)
第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けるうとすることは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書（様式第3号）を提出しなければならない。	第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除 を受けるうとすることは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書（様式第3号）を提出しなければならない。 2 前項の規定による申請があつたときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。	3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。 4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
(読替規定)	(読替規定)
第10条 条例第3条の規定により指定管理者が、武道館を管理する場合において、第2条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第4条、第5条及び第6条及び別表中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条(見出しを含む。)、第5条(見出しを含む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。 別表（第4条関係）	第10条 条例第3条の規定により指定管理者が、武道館を管理する場合において、第2条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第4条、第5条及び第6条及び別表中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「指定管理者」と、第4条(見出しを含む。)、第5条(見出しを含む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼稚児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

坂井市テニス場条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市テニス場条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「免除」の次に「（以下「減免」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

第4条に次の2項を加える。

3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第10条中「及び第6条」を「、第6条及び別表」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の児童、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市テニス場条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

坂井市テニス場条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第42号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
(使用料の減額又は免除の基準等)	(使用料の減額又は免除の基準等)
第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けるものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書（様式第3号）を提出しなければならない。	第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けるものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書（様式第3号）を提出しなければならない。
2 前項の規定による申請があつたときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。	2 前項の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用料を減額又は免除することができる。 (1) 教育委員会が、公益上特に必要があると認めるととき。 (2) 前号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において教育委員会が適当と認めるとき。
3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。	(読み替規定)
4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。	第10条 条例第3条の規定により指定管理者が、テニス場を管理する場合において、第2条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第4条、第5条及び第6条及び別表中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条（見出しを含む。）、第5条（見出しを含む。）、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料」と読み替えるものとする。
	別表（第4条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼稚、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

坂井市ゲートボール場条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日

坂井市教育委員会規則第

号

坂井市ゲートボール場条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「免除」の次に「（以下「減免」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

第4条に次の2項を加える。

3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第10条中「第7条までの規定」を「第7条まで及び別表」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市ゲートボール場条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

坂井市ゲートボール場条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第43号)新旧対照表

改正案(新)	現行(旧)
(使用料の減額又は免除の基準等)	(使用料の減額又は免除の基準等)
第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けるとすることは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。	第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けるとすることは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。
2 前項の規定による申請があつたときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。	2 前項の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用料を減額又は免除することができる。 (1) 教育委員会が、公益上特に必要があると認めること。 (2) 前号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において教育委員会が適当と認めるとき。
3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。	(読み替規定)
4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。	第10条 条例第3条の規定により指定管理者が、ゲートボール場を管理する場合において、第3条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第3条、第5条から第7条まで及び別表中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第5条(見出しを含む。)、第6条(見出しを含む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。
	(別表(第4条関係))

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するためには必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼稚、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

坂井市三国艇庫条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市三国艇庫条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「免除」の次に「(以下「減免」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

第4条に次の2項を加える。

3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第10条中「及び第7条」を「、第7条及び別表」

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分	減免区分
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市三国艇庫条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

坂井市三国艇庫条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第44号)新旧対照表

改正案(新)	現行(旧)
(使用料の減額又は免除の基準等)	(使用料の減額又は免除の基準等)
第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けるものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。	第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除(様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」)を受けるものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。
2 前項の規定による申請があつたときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。	2 前項の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいづれかに該当するときは、教育委員会は、使用料を減額又は免除することができる。 (1) 教育委員会が、公益上特に必要があると認めるととき。 (2) 前号に掲げるもののほか、使用者間の均衡を失しない範囲内において教育委員会が適当と認めるとき。
3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。	(読み替規定)
4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。	第10条 条例第3条の規定により指定管理者が、三国艇庫を管理する場合において、第2条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第3条、第5条、第6条及、第7条及び別表中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条(見出しが付む。)、第5条(見出しが付む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。
	別表(第4条関係)

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼稚児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

坂井市丸岡スポーツランド条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市丸岡スポーツランド条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条第1項中「免除」の次に「(以下「減免」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

第5条に次の2項を加え、同条を第4条とする。

3 利用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。ただし、指定管理者は、減免の基準について疑義があるときは、あらかじめ教育委員会と協議するものとする。

4 減額後の利用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第6条を第5条とし、第7条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

第13条中「教育委員会」を「坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条を第12条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の児童、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 指定管理者が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市丸岡スポーツランド条例施行規則の規定の例により利用料を減免することができる。

坂井市丸岡スポーツランド条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第45号)新旧対照表

改正案(新)	現行(旧)
第2条 削除	第2条 丸岡スポーツランドの使用期間及び使用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、坂井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、特に必要があると認めるとときは、これを変更することができる。
第2条 (略)	第3条 (略)
第3条 (略)	第4条 (略) (利用料の減額又は免除の基準等)
第4条 条例第10条の規定により利用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けるとするものは、指定管理者に体育施設利用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。	第5条 条例第10条の規定により利用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けるとするものは、指定管理者に体育施設利用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。 2 前項の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、利用料を減額又は免除することができます。 (1) 指定管理者が、公益上特に必要があると認めるととき。ただし、あらかじめ坂井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)と協議しなければならない。 (2) 前号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるとき。
第5条 利用料の減免の基準は、別表に定めるどおりとする。ただし、指定管理者は、減免の基準について疑義があるときは、あらかじめ教育委員会と協議するものとする。	3 利用料の減免の基準は、別表に定めるどおりとする。ただし、指定管理者は、減免の基準について疑義があるときは、あらかじめ教育委員会と協議するものとする。
第6条 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。	4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第6条	(略)	第7条	(略)
第7条	(略)	第8条	(略)
第8条	(略)	第9条	(略)
第9条	(略)	第10条	(略)
第10条	(略)	第11条	(略)
第11条	(略)	第12条	(略)
第12条	この規則に定めるもののほか、教育委員会 は、特に必要があると認めるとときは、指定管理者に丸岡ス ポートランドの利用及び管理について定めさせることができる。	第13条	この規則に定めるもののほか、教育委員会 は、特に必要があると認めるとときは、指定管理者に丸岡ス ポートランドの利用及び管理について定めさせることができる。
別表（第4条関係）			
区分	減免割合	区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除	② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利 用及び施設の設置目的に沿つた活動を行ったための自主事業で利 用する場合	免除
③ 市内の幼稚児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する 場合	免除	④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 指定管理者が公益上特に必要であると認めめた場合	50%以下		

坂井市水泳プール条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市水泳プール条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「免除」の次に「(以下「減免」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

第3条に次の2項を加える。

3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

附則の次に次の別表を加える。

第9条中「及び第7条」を「、第7条及び別表」に改める。

別表（第3条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
④ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市水泳プール条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

坂井市水泳プール条例施行規則(平成18年坂井市教委規則第41号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
(使用料の減額又は免除の基準等)	(使用料の減額又は免除の基準等)
第3条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けるものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書（様式第3号）を提出しなければならない。	第3条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けるものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書（様式第3号）を提出しなければならない。
2 前項の規定による申請があつたときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。	2 前項の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用料を減額又は免除することができます。 (1) 教育委員会が、公益上特に必要があると認めるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲において教育委員会が適当と認めるとき。
3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。	(読み替える)
4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。	(読み替える)
(読み替える)	(読み替える)
第9条 条例第3条の規定により指定管理者が、水泳プールを管理する場合において、第2条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第3条、第5条、第6条及び第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第5条、第6条、第7条及び別表中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第5条(見出しを含む。)、第6条(見出しを含む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。	
	別表（第3条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
④ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

坂井市都市公園有料公園施設規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市都市公園有料公園施設規則（平成18年坂井市教育委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「免除」の次に「(以下「減免」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

第6条に次の2項を加える。

3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第13条中「及び第6条」を「、第6条及び別表」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(使用料の減免に関する経過措置)

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市都市公園有料公園施設規則の規定の例により使用料を減免することができる。

3 改正後の第6条第3項の規定にかかわらず、三国運動公園屋内温水プールに関する減免の基準は、当分の間、なお従前の例による。

坂井市公園有料公園施設規則(平成18年坂井市教育委員会規則第49号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）				
(使用料の減額又は免除)	(使用料の減額又は免除)				
第6条 条例第14条第4項の規定により使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとするものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書（様式第3号）を提出しなければならない。	第6条 条例第14条第4項の規定により使用料の減額又は免除 _____を受けようとすることは、教育委員会に体育施設使用料減免申 請書（様式第3号）を提出しなければならない。				
2 前項の規定による申請があつたときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。	2 前項の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいづれかに該当 するときは、教育委員会は、使用料を減額又は免除することができる。 (1) 教育委員会が、公益上特に必要があると認めるととき。 (2) 前号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において 教育委員会が適当と認めるとき。				
3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。	(読み替定)				
4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。	第13条 条例第10条の規定により指定管理者が、有料公園施設を管理する場合において、第2条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第4条、第5条、第6条及び別表中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条(見出しを含む。)、第5条(見出しを含む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。				
(読み替規定)	(読み替規定)				
別表（第6条関係）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>減免割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場</td><td>免除</td></tr> </tbody> </table>	区分	減免割合	① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場	免除
区分	減免割合				
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場	免除				

合	
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行ったための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の児童、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

坂井市B & G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日

坂井市教育委員会規則第

号

坂井市B & G海洋センター条例施行規則（平成20年坂井市教育委員会規則第7号）
の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「免除」の次に「（以下「減免」という。）」を加え、同条第2項を
次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免
決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

第4条に次の2項を加える。

3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第10条中「及び第6条」を「、第6条及び別表」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び 施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（使用料の減免に関する経過措置）

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後
の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市B & G海洋センター条例施行
規則の規定の例により使用料を減免することができる。

3 改正後の第4条第3項の規定にかかわらず、丸岡B & G海洋センターに関する減免
の基準は、当分の間、なお従前の例による。

坂井市B&G海洋センター条例施行規則(平成20年坂井市教育委員会規則第7号)新旧対照表

改正案(新)	現行(旧)
(使用料の減額又は免除の基準等)	(使用料の減額又は免除の基準等)
第4条 条例第11条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けるものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。	第4条 条例第11条の規定により使用料の減額又は免除 を受けようとするものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。
2 前項の規定による申請があつたときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。	2 前項の申請があつた場合において、当該申請が 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用料を減額又は免除することができる。 (1) 教育委員会が、公益上特に必要があると認めるととき。 (2) 前号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において教育委員会が適切と認めるとき。
3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。	(読み替規定)
4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。	第10条 条例第3条の規定により指定管理者が、海洋センターを管理する場合において、第2条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第4条、第5条、第6条及び別表中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条(見出しを含む。)、第5条(見出しを含む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。
別表(第4条関係)	
区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する	免除

場合	
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するたために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行ったための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

坂井市みくに龍翔館条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市みくに龍翔館条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を削り、同条第2項中「使用料」を「入館料又は使用料（以下「入館料等」という。）」に、「次の」を「別表に定める」に改め、同項各号を削り、同項を第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「入館料又は使用料」を「入館料等」改め、同項を第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 減額後の入館料等に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で使用する場合	免除
② 市内の小中学校の児童、生徒が教職員の引率で入館する場合及びその引率する教職員	免除
③ 旅行社等が団体で入館する場合の引率者又はその下見で入館する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で使用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市みくに龍翔館条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

坂井市みくに龍翔館条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第53号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
第4条 (入館料等の減免)	(入館料等の減免)
第4条 (削除)	第4条 条例第7条の規定により入館料を減免することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 市内の小学校、中学校の教職員が教育課程に基づく教育活動として児童生徒を引率し、入館しようとするときは、入館料を免除する。 (2) その他教育委員会が特別の事由があると認めるととき。
	条例第8条の規定により入館料又は使用料（以下「入館料等」という。）を減免することができるのは、別表に定めるところとする。 (1) (削除) (2) (削除) 2 前項の規定により入館料等の減免を受けようとする者は、みくに龍翔館入館料（使用料）減免申請書（様式第5号）を提出し、教育委員会の承認を受けなければならない。 教育委員会は、前項の申請に対し減免を承認したときは、みくに龍翔館入館料（使用料）減免承認書（様式第6号）を交付する。 3 減額後の入館料等に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。 4 別表（第4条関係）
	区分 減免割合

① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 市内の小中学校の児童、生徒が教職員の引率で入館する場合 及びその引率する教職員	免除
③ 旅行社等が団体で入館する場合の引率者又はその下見で入館 する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

坂井市丸岡歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市丸岡歴史民俗資料館条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第57号）の一部を次のように改正する。

第8条中「利用料金」の次に「（以下「入館料等」という。）」を加え、「次の」を「別表に定める」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 減額後の入館料等に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

区分	減免割合
① 坂井市丸岡城条例（平成18年坂井市条例第120号）第6条第1項の規定による観覧料を納付している場合（当日に限り）	免除
② 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で使用する場合	免除
③ 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な使用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で使用する場合	免除
④ 市内の小中学校の児童、生徒が教職員の引率で入館する場合及びその引率する教職員	免除
⑤ 旅行社等が団体で入館する場合の引率者又はその下見で入館する場合	免除
⑥ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で使用する場合	50%
⑦ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市丸岡歴史民俗資料館条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

坂井市丸岡歴史民俗資料館条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第57号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）																
（入館の減免）	（入館の減免）																
第8条 条例第7条又は第10条の規定により入館料又は利用料金（以下「入館料等」という。）を減免することができるのは、別表に定めるところとする。	第8条 条例第7条又は第10条の規定により入館料又は利用料金（以下「入館料等」という。）を減免することができるのは、次のとおりとする。 (1) 削除 (2) 削除																
2 減額後の入館料等に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。	(1) 坂井市内小、中学校の児童、生徒が教員の引率で入館するとき。 (2) その他教育委員会等において特別の理由があると認めめたとき。																
別表（第8条関係）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 坂井市丸岡城条例（平成18年坂井市条例第120号）第6条第1項の規定による観覧料を納付している場合（当日に限り）</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>② 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で使用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>③ 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な使用及び施設の設置目的に沿った活動を行なうための自主事業で使用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>④ 市内の小中学校の児童、生徒が教職員の引率で入館する場合及びその引率する教職員</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>⑤ 旅行社等が団体で入館する場合の引率者又はその下見で入館する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>⑥ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で使用する場合</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>⑦ 教育委員会が公益上特に必要であると認めめた場合</td> <td>50%以下</td> </tr> </tbody> </table>	区分	減免割合	① 坂井市丸岡城条例（平成18年坂井市条例第120号）第6条第1項の規定による観覧料を納付している場合（当日に限り）	免除	② 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で使用する場合	免除	③ 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な使用及び施設の設置目的に沿った活動を行なうための自主事業で使用する場合	免除	④ 市内の小中学校の児童、生徒が教職員の引率で入館する場合及びその引率する教職員	免除	⑤ 旅行社等が団体で入館する場合の引率者又はその下見で入館する場合	免除	⑥ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で使用する場合	50%	⑦ 教育委員会が公益上特に必要であると認めめた場合	50%以下
区分	減免割合																
① 坂井市丸岡城条例（平成18年坂井市条例第120号）第6条第1項の規定による観覧料を納付している場合（当日に限り）	免除																
② 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で使用する場合	免除																
③ 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な使用及び施設の設置目的に沿った活動を行なうための自主事業で使用する場合	免除																
④ 市内の小中学校の児童、生徒が教職員の引率で入館する場合及びその引率する教職員	免除																
⑤ 旅行社等が団体で入館する場合の引率者又はその下見で入館する場合	免除																
⑥ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で使用する場合	50%																
⑦ 教育委員会が公益上特に必要であると認めめた場合	50%以下																

坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館条例施行規則（平成27年坂井市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次の各号に該当すると認めるときは」を削り、「できる」の次に「場合は、別表に定めるとおりとする」を加え、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 減額後の入館料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の小中学校の児童、生徒が教職員の引率で入館する場合及びその引率する教職員	免除
④ 旅行社等が団体で入館する場合の引率者又はその下見で入館する場合	免除
⑤ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑥ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館条例施行規則の規定により使用料を減免することができる。

坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館条例施行規則(平成27年坂井市教育委員会規則第5号)新旧対照表

改正案(新)	現行(旧)								
<p>(入館料の減免)</p> <p>第3条 条例第8条第2項の規定により、入館料を減免することができる場合は、別表に定めるところとする。</p> <p>(1) (削除)</p> <p>(2) (削除)</p> <p>(3) (削除)</p> <p>(4) (削除)</p> <p>(5) (削除)</p>	<p>(入館料の減免)</p> <p>第3条 条例第8条第2項の規定により、次の各号に該当すると認めるとときは、入館料を減免することができる。</p> <p>(1) 県内の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教職員が教育課程に基づく教育活動として児童生徒を引率し、入館するとき 全額免除</p> <p>(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳を所持する者が入館するとき 全額免除</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持する者が入館するとき 全額免除</p> <p>(4) 知的障害者で公的機関が発行する療育手帳又は療育手帳に代わる証明書を所持する者が入館するとき 全額免除</p> <p>(5) その他教育委員会が特別の事由があると認めるとさ 教育委員会が必要と認める額</p> <p>2 減額後の入館料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。</p> <p>別表(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用料</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利</td> <td>免除</td> </tr> </tbody> </table>	区分	減免割合	① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除	② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用料	免除	用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利	免除
区分	減免割合								
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除								
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用料	免除								
用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利	免除								

<u>用する場合</u>	
③ 市内の小中学校の児童、生徒が教職員の引率で入館する場合 及びその引率する教職員	<u>免除</u>
④ 旅行社等が団体で入館する場合の引率者又はその下見で入館する場合	<u>免除</u>
⑤ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	<u>50%</u>
⑥ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	<u>50%以下</u>

議案第28号

坂井市奨学育英資金貸付要綱の一部改正について

坂井市奨学育英資金貸付要綱の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成28年1月21日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市奨学育英資金貸付要綱の一部を改正する要綱

平成 年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市奨学育英資金貸付要綱（平成18年坂井市教育委員会告示第56号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「出願手続」を「申請」に改め、同条第1項中「（以下「奨学生出願者」という。）」を削り、「連帯保証人」の次に「2名」を加え、「願書」を「申請書」に改め、「（という。）を」の次に「、保護者及び同一世帯に属する者の所得に関する証明書を添えて」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の連帯保証人2名のうち、1名は保護者（父母又はこれに代わる者）とし、他の1名は原則坂井市に居住し、奨学金の貸付けを受けようとする者と生計を別にする者でなければならない。

第3条の見出し中「奨学生出願者推薦調書」を「奨学生推薦調書」に改め、同条中「願書」を「申請書」に改め、「坂井市奨学生出願者推薦調書」を「坂井市奨学生推薦調書」に改める。

第5条の見出し中「貸付申請」を「返済誓約」に改め、同条第1項中「及び保証人と連署のうえ、坂井市奨学育英資金貸付申請書」を「2名と連署した坂井市奨学育英資金返済誓約書」に改め、「申請書」を「誓約書」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の誓約書には、連帯保証人の印鑑登録されている印を押印し、印鑑証明書を添付しなければならない。

第10条中「及び保証人と連署のうえ、」を「2名と連署した」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の借用証書には連帯保証人の印鑑登録されている印を押印し、印鑑証明書を添付しなければならない。

第11条に次の1項を加える。

6 奨学生であった者が正当な理由なく、奨学金の返済を遅延したときは、市長は、当該奨学金の返還に係る期限の利益を喪失させることができる。この場合において、当該奨学生であった者は、残債務全額を一括して支払わなければならない。

第13条第1項中「及び保証人と連署のうえ、」を「2名と連署した」に改める。

第14条中「又は保証人」を削る。

第15条中「及び保証人」を削る。

附 則

この告示は、平成28年2月1日から施行する。

坂井市奨学生貸付要綱(平成18年坂井市教育委員会告示第56号)新旧対照表

改正案(新)	現行(旧)
(奨学生貸付けの申請)	(奨学生貸付けの出願手続)
第2条 奨学生の貸付けを受けようとする者 _____ は、連帯保証人2名と連署した坂井市奨学生貸付け申請書(様式第1号又は様式第1号の2。以下「申請書」という。)を、同一世帯に属する者の所得に関する証明書を添えて、在学する学校の長(以下「在学学校長」という。)を経て、教育委員会に提出しなければならない。	第2条 奨学生の貸付けを受けようとする者(以下「奨学生出願者」とい う。)は、連帯保証人 _____と連署した坂井市奨学生貸付け願書(様式第1号又は様式第1号の2。以下「願書」という。)を、在学する学校の長(以下「在学学校長」という。)を経て、教育委員会に提出しなければならない。 2 前項の連帯保証人は、親権を行う者は後見人とする。
2. 前項の連帯保証人2名のうち、1名は保護者(父母又はこれに代わる者)と生計を別にする者でなければならない。	(奨学生出願者推薦調査) 第3条 在学学校長は、前条の願書を受理した場合は、実情を調査し、規則第2条に規定する要件を備えているか否かを審査のうえ坂井市奨学生推薦調査書(様式第2号)を作成し、前条の申請書とともに教育委員会に提出しなければならない。
(奨学生の返済誓約)	(奨学生の貸付申請)
第5条 前条第2項の通知を受けた者は、連帯保証人2名と連署した坂井市奨学生貸付け返済誓約書(様式第4号。以下「誓約書」という。)を教育委員会に提出するものとする。	第5条 前条第2項の通知を受けた者は、連帯保証人及び保証人と連署のうえ、坂井市奨学生貸付け申請書(様式第4号。以下「申請書」とい う。)を教育委員会に提出するものとする。
2. 前項の誓約書には、連帯保証人の印鑑登録されている印を押印し、印	2 前項の保証人は、本人と生計を別にしてするものでなければならぬ。

鑑証明書を添付しなければならない。

(奨学生借用証書の提出)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、在学中貸付けを受けた奨学金の全額について、連帯保証人2名と連署した
市奨学育英資金借用証書(様式第10号。以下「借用証書」という。)を
教育委員会に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 前項の借用証書には連帯保証人の印鑑登録されている印を押印し、印
鑑証明書を添付しなければならない。

(奨学生の返済)

第11条 (略)

2～5 (略)

6 奨学生であった者が正當な理由なく、奨学生の返済を遅延したときは
は、市長は、当該奨学金の返還に係る期限の利益を喪失させることができ
る。この場合において、当該奨学生であった者は、残債務全額を
一括して支払わなければならぬ。

(奨学生の返済猶予)

第13条 奨学生であった者が次の各号の一に該当し、奨学生の返済猶予
を受けようとする場合は、それぞれの当該各号に定める証明書を添付
し、連帯保証人2名と連署した
願(様式第13号)を教育委員会に提出し、承認を得なければならない。

(1)～(3) (略)

(奨学生借用証書の提出)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、在学中貸付けを受けた奨学金の全額について、連帯保証人と連署のうえ、坂井
市奨学育英資金借用証書(様式第10号。以下「借用証書」という。)を
教育委員会に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(奨学生の返済)

第11条 (略)

2～5 (略)

(奨学生の返済)

第13条 奨学生であった者が次の各号の一に該当し、奨学生の返済猶予
を受けようとする場合は、それぞれの当該各号に定める証明書を添付
し、連帯保証人及び保証人と連署のうえ、坂井市奨学育英資金返済猶
予願(様式第13号)を教育委員会に提出し、承認を得なければならない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(奨学生等の死亡届)

第14条 奨学生は又は奨学生であった者が死亡したときは、連帯保証人_____は、直ちに死亡届を教育委員会に提出しなければならない。

(奨学生の返済免除)

第15条 奨学生又は奨学生であった者が奨学金返済完了前に死亡し、又は重度障害になり心身の機能が著しく低下して労働力を喪失した場合は、本人又は相続人、連帯保証人_____が奨学金の返済が著しく困難と認められるときは、その事由の生じた以後の奨学金の返済未済額の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定により奨学金の返済免除を受けようとするときは、本人又は相続人、連帯保証人_____は、次に掲げる書類を添え、教育委員会に坂井市奨学生奨学金返済免除願(様式第14号)を提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(奨学生等の死亡届)

第14条 奨学生は又は奨学生であった者が死亡したときは、連帯保証人_____又は保証人は、直ちに死亡届を教育委員会に提出しなければならない。

(奨学生の返済免除)

第15条 奨学生又は奨学生であった者が奨学金返済完了前に死亡し、又は重度障害になり心身の機能が著しく低下して労働力を喪失した場合は、本人又は相続人、連帯保証人及び保証人が奨学金の返済が著しく困難と認められるとときは、その事由の生じた以後の奨学金の返済未済額の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定により奨学金の返済免除を受けようとするとときは、本人又は相続人、連帯保証人及び保証人は、次に掲げる書類を添え、教育委員会に坂井市奨学生奨学金返済免除願(様式第14号)を提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

議案第29号

坂井市教育振興基本計画の改訂について

坂井市教育振興基本計画の改訂について、次のとおり承認を求める。

平成28年1月21日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表（教育総務課）

ページ	行	2-8 社会の変化等に対応した学校施設等の整備	延長後(案)	現行
		<p>○現況と課題</p> <p>学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、発達段階に応じた安全で質の高い教育むけたための教育施設として重要な意義を持ったため、発達段階に応じた安全で質の高い、施設として整備する必要があります。</p> <p>平成27年度をもつて学校耐震補強工事は全て完了しますが、改修工事が必要な学校施設として整備が必要があります。</p> <p>平成22年度までに小学校の校舎・体育館の耐震化は完了していませんが、今後は、小学校の校舎及び中学校の校舎・体育館について計画的に進めていくこととしています。</p> <p>なお、校舎の耐震補強や大規模改修を進めることができるに当たっては、障がいの有無にかかわらず、児童生徒が円滑に学校生活を送ることができる地域住民の応急的な避難場所となるために、パリアフリー化について取り組んでいくことが求められています。</p> <p>更に、平成19年～21年度に鳴鹿小学校が地域ぐるみで環境教育に取り組んだように、改修工事を進めるに当たっては、障がいの有無にかかわらず、児童生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう配慮する必要があります。特に、体育館については、災害発生時ににおける地域住民の応急的な避難場所となるため、パリアフリーアクセスを行っていく必要があります。</p> <p>また、少子化による児童生徒数の減少により余裕教室が発生していますが、今後の少子化への対応により、教室の確保が必要になつてきますが、今後は、国や県の動向を見極めながら的確に対応していくことが必要になつています。</p> <p>なお、地域住民にとって身近な公共施設である学校の余裕教室を、学校教育に支障がない範囲内で、地域の実情に応じて活用していくことが求められています。</p>	<p>○現況と課題</p> <p>学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、発達段階に応じた安全で質の高い教育むけたための教育施設として重要な意義を持ったため、発達段階に応じた安全で質の高い、施設として整備が必要があります。</p> <p>坂井市では、昭和50年代半ばまでに建設した校舎・体育館にあつては、老朽化が目立つてきており、市の最優先課題として耐震補強、大規模改修に取り組んでいます。</p> <p>平成22年度までに小学校の校舎・体育館について計画的に進めていくこととしています。</p> <p>なお、校舎の耐震補強や大規模改修を進めることができるに当たっては、障がいの有無にかかわらず、児童生徒が円滑に学校生活を送ることができる地域住民の応急的な避難場所となるために、パリアフリー化について取り組んでいくことが求められます。</p> <p>更に、平成19～21年度に鳴鹿小学校が地域ぐるみで環境教育に取り組んだように、改修工事を進めるに当たっては、障がいの有無にかかわらず、児童生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう配慮する必要があります。特に、体育館については、災害発生時ににおける地域住民の応急的な避難場所となるため、パリアフリーアクセスを行っていくことが求められます。</p> <p>また、少子化による児童生徒数の減少により余裕教室が発生していますが、今後の少子化への対応により、教室の確保が必要になつてきますが、今後は、国や県の動向を見極めながら的確に対応していくことが必要になつています。</p> <p>なお、地域住民にとって身近な公共施設である学校の余裕教室を、学校教育に支障がない範囲内で、地域の実情に応じて活用していくことが求められています。</p>	

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(教育総務課)

ページ	行	延長後(案)	現行										
			施策の名称	施策の内容			施策の内容			H23	H24	H25	H26
35			学校施設の長寿化の促進	昭和40年代から50年代にかけて建てられ、今まで一度も改修工事を行っていない学校や、以前の改修から20年を経過する学校について、計画的に改修工事を実施します。		次期計画	耐震診断結果に基づき、平成27年度を目途として、計画的に耐震補強、大規模改修事業	耐震診断結果に基づき、平成27年度を目途として、計画的に耐震補強、大規模改修事業	(下表の計画による。)				
			学校給食施設の維持・整備	老朽化が進んでいる学校給食施設については、施設・設備の維持補修をしながら、長期的な整備計画の検討を進めます。			春江坂井学校給食センターの整備	春江坂井学校給食センターによる。「春江坂井学校給食センター」については、学校給食衛生管理基準等に適合した最新の施設とするため、移転を実施します。					
<小学校耐震補強・大規模改修年次計画>													
35			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
			三国南小、(校舎)		長畠小(校舎)	大門小(校舎)	春江西小(校舎)						
			高柳小(校舎)		平章小(校舎)			太石小(校舎)					
			春江小(校舎)		東十郷(校舎)			兵庫小(校舎)					
								木部小(校舎)					
								鶴部小(旧体育館)					

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(教育総務課)

ページ	行	延長後(案)	現行		
<中学校耐震補強・大規模改修年次計画>					
年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度					
坂井市	耐震・改修工事				
春江中	実施設計	耐震・改修工事			
丸岡中	耐震補強計画、基本設計、実施設計		耐震・改修工事		
三国中	耐震補強計画、基本設計、実施設計		耐震・改修工事		

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(学校教育課)

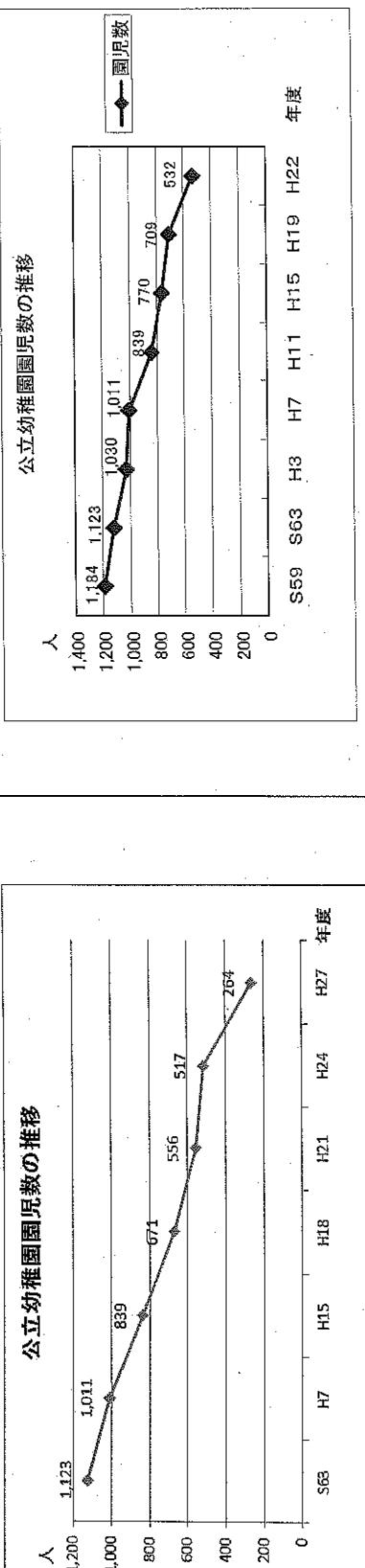
ページ	行	1-1 幼児教育の推進	現行	
			延長後(案)	1-1 幼児教育の推進
12	○現況と課題	○現況と課題	○現況と課題	○現況と課題
	○現況と課題	○現況と課題	○現況と課題	○現況と課題

○現況と課題
幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児教育は、子どものその後の生き方を大きく左右する重要な役割を担っています。幼児教育は、子どものその後の生き方を大きく左右する重要な役割を担っています。豊かな心情や思考力などを養う幼児教育に取り組んでいます。
坂井市では、集団生活の中で基本的な生活習慣や態度、活動意欲、豊かな心情や思考力を大切にしています。一方、保育所では入所希望が多く、定員を超過するところも見受けられます。これは、核家族化、親の就労形態の変化などにより、保育時間の延長などの保育ニーズが高まっていることが要因であります。
こうした状況の中で就学前の子どもに対しても、質の高い教育と保育を提供することを求められています。平成26年4月からは施設の有効的な活用を図りながら、保育所と保育園(※)(仮称)への再編を進めることになりました。今後は、保育所と幼稚園を一体化し、ハード・ソフト両面での充実を進めます。

○現況と課題
幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児教育は、子どものその後の生き方を大きく左右する重要な役割を担っています。豊かな心情や思考力を大切にしています。一方、保育所では入所希望が多く、定員を超過するところも見受けられます。これは、核家族化、親の就労形態の変化などにより、保育時間の延長などの保育ニーズが高まっていることが要因であります。
こうした状況の中で就学前の子どもに対しても、質の高い教育と保育を提供することを求められています。平成26年4月からは施設の有効的な活用を図りながら、保育所と保育園(※)(仮称)への再編を進めることになりました。今後は、保育所と幼稚園を一体化し、ハード・ソフト両面での充実を進めます。

○現況と課題
幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児教育は、子どものその後の生き方を大きく左右する重要な役割を担っています。豊かな心情や思考力を大切にしています。一方、保育所では入所希望が多く、定員を超過するところも見受けられます。これは、核家族化、親の就労形態の変化などにより、保育時間の延長などの保育ニーズが高まっていることが要因であります。
こうした状況の中で就学前の子どもに対しても、質の高い教育と保育を提供することを求められています。平成26年4月からは施設の有効的な活用を図りながら、保育所と保育園(※)(仮称)への再編を進めることになりました。今後は、保育所と幼稚園を一体化し、ハード・ソフト両面での充実を進めます。

○現況と課題
幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児教育は、子どものその後の生き方を大きく左右する重要な役割を担っています。豊かな心情や思考力を大切にしています。一方、保育所では入所希望が多く、定員を超過するところも見受けられます。これは、核家族化、親の就労形態の変化などにより、保育時間の延長などの保育ニーズが高まっていることが要因であります。
こうした状況の中で就学前の子どもに対しても、質の高い教育と保育を提供することを求められています。平成26年4月からは施設の有効的な活用を図りながら、保育所と保育園(※)(仮称)への再編を進めることになりました。今後は、保育所と幼稚園を一体化し、ハード・ソフト両面での充実を進めます。



坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(学校教育課)

ページ	行	延長後(案)		現行							
		○基本施策	○基本施策								
13		(1) 幼保一元化機能の充実を図りながら、教諭保育士等を対象に講習会・研修を開催し、更なる研鑽を積み、資質の向上に努め、幼保一元化を推進します。	(1) 幼保一元化の推進 教育的機能の充実を図りながら、保護者の保育ニーズに応じるため、既存の保育所と幼稚園を適正な規模に再編し、一体的施設の「こども園」(仮称)として整備を進めます。	(2) 自然体験・交流活動の推進 幼児期における自然体験や地域の高齢者をはじめとする多様な人との交流活動は、豊かな情操、好奇心や探究心、表現力、さらにはその自立心や人ととかわる力を育む上で非常に有意義であるため、このような体験活動、交流活動を推進します。	(2) 自然体験・交流活動の推進 幼児期における自然体験や高齢者をはじめとする多様な人との交流活動は、豊かな情操、好奇心や探究心、表現力、さらにはその自立心や人ととかわる力を育む上で非常に有意義であるため、このような体験活動、交流活動を推進します。						
14		(2) 自然体験・地域交流活動の推進 幼児期における自然体験や地域の高齢者をはじめとする多様な人との交流活動は、豊かな情操、好奇心や探究心、表現力、さらにはその自立心や人ととかわる力を育む上で非常に有意義であるため、このような体験活動、地域交流活動を推進します。	(4) 保・幼・小の連携と相互交流の推進 幼保園から小学校へ入学する際の環境変化の影響を少しでも緩和し、小学校生活への円滑な接続を図るために、教育活動の連携や相互交流を推進します。	(4) 保・幼・小の連携と相互交流の推進 保育所、幼稚園から小学校へ入学する際の環境変化の影響を少しでも緩和し、小学校生活への円滑な接続を図るため、教育活動の連携や相互交流を推進します。	(4) 保・幼・小の連携と相互交流の推進 保育所、幼稚園から小学校へ入学する際の環境変化の影響を少しでも緩和し、小学校生活への円滑な接続を図るため、教育活動の連携や相互交流を推進します。						
				○主要施策	○主要施策						
				施策の名称	施策の内容	施策の内容	H23	H24	H25	H26	H27
				幼保一元化推進事業	既存の保育所・幼稚園の施設を活用しながら、適正規模の一體的施設ごとも園(仮称)として再編整備し、就学前教育の充実を図ります。						
				自然体験・交流活動の推進	施設周辺の自然環境を利用した自然体験活動を推進します。また、地域の各種団体との連携を図り、交流活動を推進します。						
				子育て支援事業	就学前の家庭教育・しつけに関する研修会の開催など情報提供の充実を図ります。また、関係機関との連携のもと、子育てに不安などを感じている保護者に対する個別支援の充実を図ります。	就学前の家庭教育・しつけに関する研修会の開催など情報提供の充実を図ります。また、関係機関との連携のもと、子育てに不安などを感じている保護者に対する個別支援の充実を図ります。					
				保・幼・小連携の推進	幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、相互の連携を推進します。	幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、相互の連携を推進します。					
					計	計					
					面	面					

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(学校教育課)

ページ	行	2-1 確かな学力を育む教育の推進	延長後(案)	現行
		<p>○現況と課題</p> <p>坂井市では、児童生徒一人一人の学力や学習状況を把握し、教員の日常の指導の改善に生かすため、「坂井市学力調査(小2～5年)」「福井県学力調査(小5年・中2年)」「全国学力・学習状況調査(※1)(小6年・中3年)」等の調査結果を活用しています。これらからの調査結果によると、市全体の児童生徒の傾向としては基礎的・本的な知識・技能の定着は良好ですが、既得の知識・技能を活用する力、説明・表現する力に課題が見られます。また、自分で計画立てで勉強したり、宿題や復習をしたりするなどとの家庭学習に課題が見られます。</p> <p>近年、スマートフォンやパソコンなどの普及により、児童生徒のネット依存による生活習慣の乱れや体調不良などが社会的問題になっています。このよくな状況の中で、学校、保護者、関係機関、地域社会との連携を図りながら、依存対策と指導を図りながら、基本的な生活習慣や学習習慣の確立に向けた取組が必要です。</p>	<p>○現況と課題</p> <p>坂井市では、児童生徒一人一人の学力や学習状況を把握し、教員の日常の指導の改善に生かすため、「坂井市学力調査(小2～5年)」「福井県学力調査(小5年・中2年)」「全国学力・学習状況調査(※1)(小6年・中3年)」等の調査結果を活用しています。これらからの調査結果によると、市全体の児童生徒の傾向としては基礎的・本的な知識・技能の定着は良好ですが、既得の知識・技能を活用する力、説明・表現する力に課題が見られます。また、自分で計画立てで勉強したり、宿題や復習をしたりするなどとの家庭学習に課題が見られます。</p> <p>近年、スマートフォンやパソコンなどの普及により、児童生徒のネット依存による生活習慣の乱れや体調不良などが社会的問題になっています。このよくな状況の中で、学校、保護者、関係機関、地域社会との連携を図りながら、依存対策と指導を図りながら、基本的な生活習慣や学習習慣の確立に向けた取組が必要です。</p>	<p>2-1 確かな学力を育む教育の推進</p>

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(学校教育課)

ページ 行	<p>延長後(案)</p> <p>さうに近年、子どもたちの社会体験や自然体験の不足が指摘されていますが、坂井市の中学生徒も例外ではありません。確かに学力の育成には、学びの過程において、豊かな体験を積むことが大切です。観察・実験、見学・調査、発表・討論、生産活動、地域の人々との交流等、教育課程編成上の創意工夫が必要です。</p> <p>一方、小中学校の新学習指導要領が、それぞれ平成23年度、平成24年度から完全実施となります。今後も、新学習指導要領の趣旨に沿った授業づくりや知識・技能を活用する力、説明・表現する力の育成が必要です。</p>	現行	<p>さらに近年、子どもたちの社会体験や自然体験の不足が指摘されていますが、坂井市の児童生徒も例外ではありません。確かに学力の育成には、学びの過程において、豊かな体験を積むことが大切です。観察・実験、見学・調査、発表・討論、生産活動、地域の人々との交流等、教育課程編成上の創意工夫が必要です。一方、小中学校の新学習指導要領が、それぞれ平成23年度、平成24年度から完全実施となります。今後も、新学習指導要領の趣旨に沿った授業研究会に向けた授業研究が必要です。</p>
	<p>※2 アクティブラーニング(TT) 教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称</p> <p>※3 チーム・ティーチング(TT) ※4 学級支援員 ※5 生活支援員 ※6 授業研究会</p>	<p>※2 チーム・ティーチング(TT) ※1 学級支援員 ※2 生活支援員 ※3 授業研究会</p>	<p>○ 基本施策</p> <p>(1) 分かる授業の推進</p> <p>新学習指導要領の趣旨に沿った授業づくりや分かれる授業づくりに向け、指導力向上を目指します。そのため、各種学力調査結果などの分析を行い、児童生徒の実態や課題の把握を的確に行います。また、指導力向上に向けた各校における授業研究会(※6)の活性化を支援します</p>
16			<p>(2) 固に応じたきめ細かな指導の推進</p> <p>個に応じた指導を充実させるために、チーム・ティーチング(TT)や少人数指導などにより、指導体制の工夫を進めるとともに、学級支援員や生活支援員の拡充に努めます。</p>

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(学校教育課)

ページ	行	延長後(案)				現行						
		○主要施策		施策の内容		施策の内容		H23	H24	H25	H26	H27
		坂井市学力調査事業	小学校2～5年生全員を対象とした全国標準学力調査を実施し、その結果を事後の実践に活用します。	H28	H29	H30		小学校2～5年生全員を対象とした全国標準学力調査を実施し、その結果を事後の実践に活用します。				
		学級支援員等配置事業	日頃から、児童生徒の学習状況を把握し、必要に応じて学級支援員等の状況に努めます。				平素から、児童生徒の学習状況を把握し、必要に応じて学級支援員等の配置を進めます。					
17		読書活動の推進	児童生徒の読書活動推進に向けて、教科書の充実を図るとともに、一斉読書活動や読み聞かせ活動などの取組を推進します。				児童生徒の読書活動推進に向けた、教科書の充実を図るとともに、一斉読書活動や読み聞かせ活動などの取組を推進します。					
		家庭における生活・学習習慣の確立	「早寝、早起き、朝ごはん」の家庭での定着を図る等、生活・学習慣習の確立に向けた学校の啓発活動を支援します。				「早寝、早起き、朝ごはん」の家庭での定着を図る等、生活・学習慣習の確立に向けた学校の啓発活動を支援します。					

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(学校教育課)

ページ	行	2-2 豊かな心を育む教育の推進	延長後(案)	現行
18		<p>○現況と課題 「人づくり」において、以前にも増して重要なのが「豊かな心」の育成です。その意味でも、個人の能力を最大限伸ばし、教育の目指すものは「人格の形成」です。その構成員としての「人づくり」が公教育の使命だとと言えます。</p> <p>「人づくり」には障がい者等との共生社会の充実などは、非常に大事な課題が山積みされています。将来を担う児童生徒に「豊かな心」を育むことは、非常に大事なことです。</p> <p>高齢社会の進行、国際化の進展、地球規模の環境問題、大きく変化する社会環境、さらには障がい者等との共生社会の充実などは、非常に大事な課題が山積みされています。将来を担う児童生徒に「豊かな心」を育むことは、非常に大事なことです。</p> <p>昨今の児童生徒を取り巻く環境は、少子高齢社会の進行、核家族化の進展により、異年齢児童生徒との触れ合いの場が減少しています。また、少子高齢社会とのふれあい、異世代とのふれあい、自然体験、生活体験の機会も減少傾向にあります。そのため、児童生徒が増えてきています。さらに、家庭や地域の教育、全員関係を築けなかつたりする児童生徒が増えてきています。さらに、家庭や地域の教育、全員関係を築けなかつたりする児童生徒の規範意識や他者を思いやる心も弱くなっています。</p> <p>以上の方針を考慮したとき、道徳教育及び特別活動の一層の充実が望まれます。</p> <p>以上の点を考慮したとき、道徳教育及び特別活動の一員として望ましい心、自然に対する畏敬の心などを育み、道徳的実践力を育成することが必要です。</p> <p>また、特別活動の時間を通して、集団の一員として望ましい生活や人間関係を築こうとする態度を育てるとともに、自分の生き方にについての考え方を深められるようにするこど事が大切です。</p> <p>坂井市における不登校やいじめの件数については、近年、減少傾向にあります。しかし、さらなる減少化、根絶に向けて、生徒指導や人権教育等をより一層充実し、小中学校の連携や家庭、関係機関等との連携を深めるための継続的な取組が必要です。</p>	<p>○現況と課題 「人づくり」において、以前にも増して重要なのが「豊かな心」の育成です。その意味でも、個人の能力を最大限伸ばし、教育の目指すものは「人格の形成」です。その構成員としての「人づくり」が公教育の使命だとと言えます。</p> <p>「人づくり」には障がい者等との共生社会の充実などは、非常に大事な課題が山積みされています。将来を担う児童生徒に「豊かな心」を育むことは、非常に大事なことです。</p> <p>高齢社会の進行、国際化の進展、地球規模の環境問題、大きく変化する社会環境、さらには障がい者等との共生社会の充実などは、非常に大事な課題が山積みされています。将来を担う児童生徒に「豊かな心」を育むことは、非常に大事なことです。</p> <p>昨今の児童生徒を取り巻く環境は、少子高齢社会の進行、核家族化の進展により、異年齢児童生徒との触れ合いの場が減少しています。また、少子高齢社会とのふれあい、異世代とのふれあい、自然体験、生活体験の機会も減少傾向にあります。そのため、児童生徒が増えてきています。さらに、家庭や地域の教育、全員関係を築けなかつたりする児童生徒の規範意識や他者を思いやる心も弱くなっています。</p> <p>以上の方針を考慮したとき、道徳教育及び特別活動の一層の充実が望まれます。</p> <p>以上の点を考慮したとき、道徳教育を通じて、子どもたちに規範意識、正義感、思いやりの心、自然に対する畏敬の心などを育み、道徳的実践力を育成することが必要です。</p> <p>また、特別活動の時間を通して、集団の一員として望ましい生活や人間関係を築こうとする態度を育てるとともに、自分の生き方にについての考え方を深められるようにするこど事が大切です。</p> <p>坂井市における不登校やいじめの件数については、近年、減少傾向にあります。しかし、さらなる減少化、根絶に向けて、生徒指導や人権教育等をより一層充実し、小中学校の連携や家庭、関係機関等との連携を深めるための継続的な取組が必要です。</p>	

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(学校教育課)

ページ	行	延長後(案)				現行			
		○主要施策				○主要施策			
		施策の名称	施策の内容	H28	H29	H30	H28	H29	H25
		道徳教育の推進	「特別の教科・道徳」の実施に向けた、各校における研究・研修を支援するとともに、保護者、市民に道徳教育の現状に関する情報提供を行ない、地域ぐるみの道徳教育を推進します。				道徳教育の活性化を図るため、各校における研究・研修を支援するとともに、保護者、市民に道徳教育の現状に関する情報提供を行ない、地域ぐるみの道徳教育を推進します。	H26	H27
		ふれあい学習・体験学習の充実	連合運動会・連合音楽会を開催し、市内各小学校児童間の交流を促進するとともに、各校でのふれあいや体験学習の機会を充実します。				連合運動会・連合音楽会を開催し、市内各小学校児童間の交流を促進するとともに、各校でのふれあいや体験学習の機会を充実します。		
		人権教育の推進	各校で児童生徒の実態や地域の実情に即した人権教育全体計画を作成し、道徳での実践を含め、特別活動や各教科など、教育活動全体を通して、人権教育を推進します。				各校で児童生徒の実態や地域の実情に即した人権教育全体計画を作成し、道徳での実践を含め、特別活動や各教科など、教育活動全体を通して、人権教育を推進します。		
		教職員スキルアップ事業(生徒理解)	「生徒理解」「楽しい学級づくり」に関する教職員のスキルアップを目指した校内研修を支援するとともに、教職員・保護者・各種団体関係者間の情報交換会・研修会等の充実に努めます。				「生徒理解」「楽しい学級づくり」に関する教職員のスキルアップを目指した校内研修を支援するとともに、教職員・保護者・各種団体関係者間の情報交換会・研修会等の充実に努めます。		
20		教育相談活動の推進	家庭、関係機関との連携のもと、気がかりな児童生徒についての理解、対応を適切に行ない、はじめ、不登校などの未然防止及び解決に向けて、適応指導教室(※などの機能充実)に努めます。				家庭、関係機関との連携のもと、気がかりな児童生徒についての理解、対応を適切に行ない、はじめ、不登校などの未然防止及び解決に向けて、適応指導教室(※などの機能充実)に努めます。		
		次期計画							

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(学校教育課)

ページ 行	2-3 健やかな体を育む教育の推進	現行	
		延長後(案)	2-3 健やかな体を育む教育の推進
21	<p>○現況と課題</p> <p>近年、日常生活における身体活動の機会や場の減少などにより基礎的な体力や運動能力が低下する子どもに、運動する子どもとしない子どもの二極化が進んでいます。</p> <p>平成27年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(※1)の結果では、本県は連続して全国トップレベルにあります。本市の結果も全国平均を上回っていますが、種目によつては県平均を若干下回っているものがあります。今後の課題としては、握力や柔軟性の向上を目標とした取組が必要です。</p> <p>このため、体育の授業において基礎的な身体能力の育成を図るとともに、業間運動、体育クラブ・部活動、体育的行事を相互に開運させながら学校教育活動全体として効果的に取り組む必要があります。</p> <p>一方、児童生徒の健康面も気がかりな状況にあります。全国的にメンタル面の課題やアルギー疾患等の身体疾患を有する児童生徒が年々増加する傾向にあり、坂井市においても同じような傾向が見られます。また、アトピー性皮膚炎、喘息、食物アレルギー、その他のアレルギー疾患など、内科的疾患者数も年々増加傾向にあります。さらに、保健室への来室者数も年々増加傾向にあります。さらに、坂井市の児童生徒のう歯(※2)保有者割合は、県平均よりも高くなっています。これまで、保健管理や児童生徒への指導に取り組んないでいる必要があります。これまでも、保健管理や児童生徒の現状を直視したとき、そのような取組をさらに強化・充実していく必要があります。</p> <p>一方、児童生徒の健康面も気がかりな状況にあります。全国的にメンタル面の課題やアルギー疾患等の身体疾患を有する児童生徒が年々増加する傾向にあり、坂井市においても同じような傾向が見られます。また、アトピー性皮膚炎、喘息、食物アレルギー、その他のアレルギー疾患など、内科的疾患者数も年々増加傾向にあります。さらに、保健室への来室者数も年々増加傾向にあります。さらに、坂井市の児童生徒のう歯(※2)保有者割合は、県平均よりも高くなっています。これまで、保健管理や児童生徒への指導に取り組んないでいる必要があります。これまでも、保健管理や児童生徒の現状を直視したとき、そのような取組をさらに強化・充実していく必要があります。</p> <p>また、人の生命と健康の根源をなす「食」についても様々な問題が指摘されています。家族構成や食生活をはじめとするライフスタイルの多様化などにより、「食」の大変さが軽視され、健全な食生活が失われつつあります。このような現状は、児童生徒にも大きな影響を及ぼしています。栄養の偏り、食習慣の乱れ、それらに起因する肥満や各種疾病の増加などがうかがわれます。</p> <p>また、家庭・地域、幼稚園・保育所、学校、さらには、行政が果たすべき役割などについて提示しています。このような現状には、児童生徒の現状を直視したとき、そのような取組をさらに強化・充実していく必要があります。</p>	<p>○現況と課題</p> <p>近年、日常生活における身体活動の機会や場の減少などにより基礎的な体力や運動能力が低下するとともに、運動する子どもとしない子どもの二極化が進んでいます。</p> <p>平成21年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(※1)の結果では、本県は連続して全国トップレベルにあります。本市の結果も全国平均を上回っていますが、種目によつては県平均を若干下回っているものがあります。今後の課題としては、持久力や柔軟性の向上を目指した取組が必要です。</p> <p>このため、体育の授業において基礎的な身体能力の育成を図るとともに、業間運動、体育クラブ・部活動、体育的行事を相互に開運させながら学校教育活動全体として効果的に取り組む必要があります。</p> <p>一方、児童生徒の健康面も気掛かりな状況にあります。全国的にメンタル面の課題やアルギー疾患等の身体疾患を有する児童生徒が年々増加する傾向にあり、坂井市においても同じような傾向が見られます。また、アトピー性皮膚炎、喘息、食物アレルギー、その他のアレルギー疾患など、内科的疾患者数も年々増加傾向にあります。さらに、保健室への来室者数も年々増加傾向にあります。さらに、坂井市の児童生徒のう歯(※2)保有者割合は、県平均よりも高くなっています。これまで、保健管理や児童生徒への指導に取り組んないでいる必要があります。これまでも、保健管理や児童生徒の現状を直視したとき、そのような取組をさらに強化・充実していく必要があります。</p> <p>また、人の生命と健康の根源をなす「食」についても様々な問題が指摘されています。家族構成や食生活をはじめとするライフスタイルの多様化などにより、「食」の大変さが軽視され、健全な食生活が失われつつあります。このような現状には、児童生徒の現状を直視したとき、そのような取組をさらに強化・充実していく必要があります。</p>	<p>(4) 食育の推進</p> <p>「坂井市食育推進計画」及び「坂井市学校食育実践プログラム」に基づき、各校で地域の食材や食文化を生かす食育の充実に向けた取組を支援します。また、食物アレルギー疾患がある児童・生徒に対して、アレルギー発症を未然に防止するためには、栄養士、学校、保護者が情報を共有し、安全・安心な学校給食を提供します。</p>
22	<p>4) 食育の推進</p> <p>「坂井市食育推進計画」及び「坂井市学校食育実践プログラム」に基づき、各校で地域の食材や食文化を生かす食育の充実に向けた取組を支援します。また、食物アレルギー疾患がある児童・生徒に対して、アレルギー発症を未然に防止するためには、栄養士、学校、保護者が情報を共有し、安全・安心な学校給食を提供します。</p>		

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(学校教育課)

ページ	行	延長後(案)			現行							
		○主要施策			○主要施策							
施策の名称	施策の内容	H28	H29	H30	施策の名称	施策の内容	H28	H29	H25	H26	H27	
福祉教育の推進	アイマスク体験や高齢者とのふれあい活動を取り入れた学習活動の充実に努めるとともに、社会福祉協議会等との連携強化を支援するなど、学校を中核とした地域ぐるみの福祉教育に努めます。	→	→	→	福祉教育の推進	アイマスク体験や高齢者との触れ合い活動など体験的な活動を取り入れた学習活動の充実に努めるとともに、社会福祉協議会等との連携強化を支援するなど、学校を中核とした地域ぐるみの福祉教育に努めます。	→	→	→	→	→	
AET派遣事業	小学校4・5・6年児童の英語コミュニケーション能力を育成するため、各小学校へのAET派遣事業を継続します。	→	→	→	AET派遣事業	小学校4・5・6年児童の英語コミュニケーション能力を育成するため、各小学校へのAET派遣事業を継続します。	→	→	→	→	→	
ICT教育の推進	各校での情報教育の推進・充実に努めます。	→	→	→	情報教育の推進	各校での情報教育の推進・充実に努めます。	→	→	→	→	→	
環境教育の推進	校区の特色や児童生徒の発達段階を考慮した環境教育の推進を図ることとともに、学校生活でも省資源・省エネルギーに向けた実践的な意欲、態度の育成に努めます。	→	→	→	環境教育の推進	校区の特色や児童生徒の発達段階を考慮した環境教育の推進を図ることとともに、学校生活でも省資源・省エネルギーに向けた実践的な意欲、態度の育成に努めます。	→	→	→	→	→	
職場体験学習の充実	中学生の「職場体験学習」を充実するとともに、小学生の家庭での勤労意識の高揚を図ります。	→	→	→	職場体験学習の充実	中学生の「職場体験学習」を充実するとともに、小学生の家庭での勤労意識の高揚を図ります。	→	→	→	→	→	
※ ICT教育 児童生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に情報機器を活用できる力を育てる教育												

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(学校教育課)

ページ	行	2-5 地域の特性を生かした魅力ある学校づくりの推進 延長後(案)	2-5 地域の特性を生かした魅力ある学校づくりの推進 現行
		<p>○現況と課題</p> <p>児童生徒は、学校、家庭、地域社会など様々な環境から影響を受けながら日々の生活を送っています。そのような状況の中で、未来にたくましく生きる人材を育成するためには、児童生徒は、地域、各種団体などとの連携を強化することが重要です。</p> <p>坂井市では、そのような視点に立ち、既に、市内各校に「地域・学校協議会」を設置し、地域の連携強化に取り組んでいます。そして、学校経営の方針・実情を把握するためには、家庭、地域、そのような視点に立ち、既に、保護者をはじめ地域の人々に満足度の評価も積極的に取り入れ、教育活動の活性化に生かす実践を展開しています。また、学校の授業や行事などの教科評価も積極的に取り入れ、児童生徒に「ふるさと学習状況調査結果」等への参加意欲などを高めています。各校では、これまでにもそれぞれの地域の特性を生かしながら「ふるさと学習」を展開していますが、今後は、関係する地域の人材や各種団体との連携を図り、ふるさとの自然、歴史、文化に触れるなど、魅力あふれる活動機会を提供するこ</p>	<p>○現況と課題</p> <p>児童生徒は、学校、家庭、地域社会など様々な環境から影響を受けながら日々の生活を送っています。そのような状況の中で、未来にたくましく生きる人材を育成するためには、家庭、地域、そのような視点に立ち、既に、市内各校に「地域・学校協議会」を設置し、地域の連携強化に取り組んでいます。そして、学校経営の方針・実情を把握するためには、家庭、地域、そのような視点に立ち、既に、保護者をはじめ地域の人々に満足度の評価も積極的に取り入れ、教育活動の活性化に生かす実践を展開しています。また、学校の授業や行事などの教科評価も積極的に取り入れ、児童生徒に「ふるさと学習状況調査結果」等への参加意欲などを高めています。各校では、これまでにもそれぞれの地域の特性を生かしながら「ふるさと学習」を展開していますが、今後は、関係する地域の人材や各種団体との連携を図り、ふるさとの自然、歴史、文化に触れるなど、魅力あふれる活動機会を提供するこ</p>

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(学校教育課)

ページ	行	2-6 特別支援教育の推進	延長後(案)	2-6 特別支援教育の推進	現行
		<p>○現況と課題</p> <p>現在、坂井市においては、特別支援学級が小学校18校28学級、中学校5校、9学級設置されており、そこで小学生が89人、中学生36人が学んでいます。さらに通級指導の拠点校が3つ設置され、全ての子どもがそれぞれの特性にあつた教育を受けるため、多様な支援を図っています。このような特別支援教育を必要とする児童生徒は年々増加する傾向にあります。</p> <p>一方、通常学級にも特別必要な支援を要する児童生徒が在籍している場合があり、一人一人に対応した指導が必要になります。そのような場合、状況に応じて支援会議を開いたり、関係機関と連携を図つたりして、個々のケースに合った支援内容が検討・実行されるなど、各校で校内支援体制が整いつつあります。</p> <p>現在、特別支援教育の一層の充実に向け、教員に対する研修を各校で実施していくままで、児童生徒や地域社会への理解を深めるために啓発活動を推進していくことと今後の課題です。</p>	<p>○現況と課題</p> <p>現在、坂井市においては、特別支援学級が小学校14校20学級、中学校5校、7学級設置されており、そこで小学生が72人、中学生20人が学んでいます。さらに通級指導の拠点校が2校設置され、あわら市も含め6校17人の児童が学んでいます。このような特別支援教育を必要とする児童生徒は年々増加する傾向にあります。</p> <p>一方、通常学級にも特別な支援を要する場合があります。そのような場合、状況に応じて支援会議を開いたり、関係機関など連携を図つたりして、個々のケースに合った支援内容が検討・実行されるなど、各校で校内支援体制が整いつつあります。</p> <p>現在、特別支援教育の一層の充実に向け、教員に対する研修を各校で実施を推進する必要があります。今後は、保護者、児童生徒、教員に対する啓発活動を推進します。</p> <p>また、保健所、幼稚園から小学校、中学校へ、さらに高等学校へと適切な支援体制の整備や関係機関とのネットワークの充実・整備を推進していくことも今後の課題です。</p>	<p>(2) 教育相談体制・就学指導体制の充実</p> <p>市立学園委員会を中心とした各種学校間や県特別支援教育センター、関係医療機関など相互間の連携を強化します。そのネットワークの中でも、個別支援が必要と思われる児童生徒の状況や支援方法などについて共通理解を図るとともに、対象児童生徒の保護者への適切な教育相談・就学指導を展開します。</p>	<p>(2) 教育相談体制・就学指導体制の充実</p> <p>市立学園委員会を中心とした各種学校間や県特別支援教育センター、関係医療機関など相互間の連携を強化します。そのネットワークの中でも、個別支援が必要と思われる児童生徒の状況や支援方法などについて共通理解を図るとともに、対象児童生徒の保護者への適切な教育相談・就学指導を展開します。</p>

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(学校教育課)

ページ	行	延長後(案)			現行		
		○主要施策	施策の内容	H28 H29 H30	○主要施策	施策の内容	H28 H29 H25 H26 H27
		特別支援教育スキルアップ事業	専門機関関係者を招いての研修会や情報交換会の充実・活発化を支援するとともに、他機関が開催する研修会への参加を促進するなど、特別支援教育に関する教員の資質向上を目指します。		専門機関関係者を招いての研修会や気がかりな児童生徒に関する情報交換会の充実・活発化を支援するとともに、他機関が開催する研修会への参加を促進するなど、特別支援教育に関する教員の資質向上を目指します。		
		教育相談ネットワークの充実	各校において、児童生徒個々に応じた教育相談ネットワーク（県特別支援教育センター・特別支援学校・専門医・市教委など）を構築します。その連携のもと、関係保護者への適切な教育相談・就学指導を展開します。		各校において、児童生徒個々に応じた教育相談ネットワーク（県特別支援教育センター・特別支援学校・専門医・市教委など）を構築します。その連携のもと、関係保護者への適切な教育相談・就学指導を展開します。		
30		学級支援員配置事業	通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒を支援するため、支援員を配置します。		通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒を支援するため、支援員を配置します。		
		特別支援教育啓発活動の支援	各校を拠点に、特別支援教育に関する保護者・地域住民への啓発活動を展開します。また、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒がお互いに理解を深めるための交流の場を設けます。		各校を拠点に、特別支援教育に関する保護者・地域住民への啓発活動を展開します。また、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒がお互いに理解を深めます。		

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(学校教育課)

ページ	行	延長後(案)		現行							
		主要施策	施策の内容	H28	H29	H30	H23	H24	H25	H26	H27
○ 主要施策											
		坂井市教育研究会活動支援事業	「坂井市教育研究会の活動を積極的に支援します。」				坂井市教育研究会の活動を積極的に支援します。				
		教育委員会表彰事業	「教育実践等に顕著な実績を上げた教員を表彰します。」				教育実践等に顕著な実績を上げた教員を表彰します。				
		生徒理解スキルアップ事業(再掲)	「生徒理解」「望まれる学級経営」に關する教職員のスキルアップを目指した校内研修を支援するとともに、教職員・保護者・各種団体関係者間の情報交換会・研修会等の充実に努めます。				「生徒理解」「望まれる学級経営」に關する教職員のスキルアップを目指した校内研修を支援するとともに、教職員・保護者・各種団体関係者間の情報交換会・研修会等の充実に努めます。				
		保健教育スキルアップ事業(再掲)	「保健学習・保健指導の充実」に向けて、養護教諭、保健主事をはじめ教職員のスキルアップを目指した研修を支援します。				保健学習・保健指導の充実に向けて、養護教諭、保健主事をはじめ教職員のスキルアップを目指した研修を支援します。				
		保健教育スキルアップ事業(再掲)	「保健学習・保健指導の充実」に向けて、養護教諭、保健主事をはじめ教職員のスキルアップを目指した研修を支援します。				保健学習・保健指導の充実に向けて、養護教諭、保健主事をはじめ教職員のスキルアップを目指した研修を支援します。				
		食育のスキルアップ事業	児童生徒に対する食育の充実に向けて、学校栄養教諭、学校栄養委員、調理師をはじめ教職員のスキルアップを目指した研修を支援します。				児童生徒に対する食育の充実に向けて、学校栄養教諭、学校栄養委員、調理師をはじめ教職員のスキルアップを目指した研修を支援します。				
		特別支援教育スキルアップ事業(再掲)	専門機関関係者を招いての研修会や、や気がかりな児童生徒に関する校内情報交換会の充実・活化化を支援するとともに、他機関が開催する研修会への参加を促進するなど、特別支援教育に関する教員の質向上をを目指します。				専門機関関係者を招いての研修会や、や気がかりな児童生徒に関する校内情報交換会の充実・活化化を支援するとともに、他機関が開催する研修会への参加を促進するなど、特別支援教育に関する教員の質向上をを目指します。				
次期計画面											

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(学校教育課)

ページ	行	延長後(案)	現行
2-8 社会の変化等に対応した学校施設等の整備			
		○現況と課題	
33		<p>また、坂井市では、児童生徒の心身の健全な発達と、食に関する正しい理解と判断力を養うことを目的として、市内全域で完全学校給食を実施しています。春江・三国、春江・坂井地区の小中学校においては共同調理場方式、丸岡地区の小学校においては自校調理場方式、同地区の小学校と中学校においては民間委託方式と、地域によってその供給方式が異なっています。</p> <p>それぞれの提供方式には各地域の実情に応じた利点がありますが、合併後、坂井市の給食方式の在り方にについて、様々な検討を重ねた結果、既存の給食施設を有効利用しながら、将来的に「共同調理場方式」に統一することとしたしました。</p>	<p>○現況と課題</p> <p>また、坂井市では、児童生徒の心身の健全な発達と、食に関する正しい理解と判断力を養うことを目的として、市内全域で完全学校給食を実施していますが、春江・三国、春江・坂井地区の小中学校においては共同調理場方式、丸岡地区の小学校においては自校調理場方式、同地区の小学校と中学校においては民間委託方式と、地域によってその供給方式が異なっています。</p> <p>それぞれの供給方式には各地域の実情に応じた利点がありますが、合併後、坂井市の給食方式の在り方にについて、様々な検討を重ねた結果、既存の給食施設を有効利用しながら、将来的に「共同調理場方式」に統一することとしたしました。</p>
34		<p>(5)学校給食施設の整備</p> <p>春江・坂井地区については、平成25年10月に学校給食衛生管理基準等に適合した春江坂井学校給食センターを移転新築しました。</p> <p>また、丸岡地区の自校式の小学校についても、現在の調理設備を有効活用する観点から、当分の間自校式を継続し、老朽化が進んだ時点(平成22年度より概ね10年)で給食施設からの提供地区の見直しの検討を含め、給食センターを整備します。</p>	<p>5)学校給食施設の整備</p> <p>春江・坂井地区については、春江坂井学校給食センターの老朽化が著しいため、学校給食衛生管理基準等に適合した新しい学校給食センターを整備します。</p> <p>また、丸岡地区の自校式の小学校についても、現在の調理設備を有効活用する観点から、当分の間自校式を継続し、老朽化が進んだ時点(概ね10年)で給食センターを整備します。</p>

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(学校教育課)

ページ	行	延長後(案)		現行																												
		三国地区については、現施設の三国学校給食センター(昭和61年建築)を維持補修しながら給食を提供し、施設整備については、坂井市金体で給食施設からの提供地区的見直しの検討を含め、老朽化が進んだ時点での改修を行います。	三国地区については、現施設の三国学校給食センターで給食を提供し、施設整備に着手する。	三国地区については、現施設の三国学校給食センターで給食を提供し、施設整備に着手する。	現行																											
○主要施策																																
○主要施策																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施策の名称</th> <th style="width: 20%;">施策の内容</th> <th style="width: 20%;">施策の内容</th> <th style="width: 20%;">施策の内容</th> <th style="width: 20%;">H23</th> <th style="width: 20%;">H24</th> <th style="width: 20%;">H25</th> <th style="width: 20%;">H26</th> <th style="width: 20%;">H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小中学校施設の耐震補強・大規模改修事業</td> <td>耐震診断結果に基づき、平成27年度を目標として、計画的に耐震補強、大規模改修工事を実施します。 (下表の計画による。)</td> <td>耐震診断結果に基づき、平成27年度を目標として、計画的に耐震補強、大規模改修工事を実施します。 (下表の計画による。)</td> <td>耐震診断結果に基づき、平成27年度を目標として、計画的に耐震補強、大規模改修工事を実施します。 (下表の計画による。)</td> <td>H28 0</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校給食施設の維持・整備</td> <td>老朽化が進んでいたる学校給食施設について、施設・設備の維持補修をしながら、長期的な整備計画の検討を進めます。</td> <td>老朽化が進んでいたる学校給食施設について、施設・設備の維持補修をしながら、長期的な整備計画の検討を進めます。</td> <td>老朽化が著しい「春江坂井学校給食センター」については、学校給食衛生管理基準等に適合した最新の施設とするため、移転改築します。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						施策の名称	施策の内容	施策の内容	施策の内容	H23	H24	H25	H26	H27	小中学校施設の耐震補強・大規模改修事業	耐震診断結果に基づき、平成27年度を目標として、計画的に耐震補強、大規模改修工事を実施します。 (下表の計画による。)	耐震診断結果に基づき、平成27年度を目標として、計画的に耐震補強、大規模改修工事を実施します。 (下表の計画による。)	耐震診断結果に基づき、平成27年度を目標として、計画的に耐震補強、大規模改修工事を実施します。 (下表の計画による。)	H28 0	H29	H30			学校給食施設の維持・整備	老朽化が進んでいたる学校給食施設について、施設・設備の維持補修をしながら、長期的な整備計画の検討を進めます。	老朽化が進んでいたる学校給食施設について、施設・設備の維持補修をしながら、長期的な整備計画の検討を進めます。	老朽化が著しい「春江坂井学校給食センター」については、学校給食衛生管理基準等に適合した最新の施設とするため、移転改築します。					
施策の名称	施策の内容	施策の内容	施策の内容	H23	H24	H25	H26	H27																								
小中学校施設の耐震補強・大規模改修事業	耐震診断結果に基づき、平成27年度を目標として、計画的に耐震補強、大規模改修工事を実施します。 (下表の計画による。)	耐震診断結果に基づき、平成27年度を目標として、計画的に耐震補強、大規模改修工事を実施します。 (下表の計画による。)	耐震診断結果に基づき、平成27年度を目標として、計画的に耐震補強、大規模改修工事を実施します。 (下表の計画による。)	H28 0	H29	H30																										
学校給食施設の維持・整備	老朽化が進んでいたる学校給食施設について、施設・設備の維持補修をしながら、長期的な整備計画の検討を進めます。	老朽化が進んでいたる学校給食施設について、施設・設備の維持補修をしながら、長期的な整備計画の検討を進めます。	老朽化が著しい「春江坂井学校給食センター」については、学校給食衛生管理基準等に適合した最新の施設とするため、移転改築します。																													

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(生涯学習スポーツ課)

ページ	行	延長後(案)	現行																																																																												
36	○現況と課題 価値観の多様化や情報化の進展など、青少年を取り巻く社会環境は変化しており、犯罪年齢の低年齢化や青少年による凶悪犯罪の多発、反社会的行動の低年齢化、学校におけるいじめ、不登校など、青少年における問題は深刻さを増しています。 坂井市では、不良行為等による声かけ件数が年々減少しており、比較的に落ち着いた状況で学校生活や家庭生活を送っています。	○現況と課題 価値観の多様化や情報化の進展など、青少年を取り巻く社会環境は変化しており、犯罪年齢の低年齢化や青少年による凶悪犯罪の多発、反社会的行動の低年齢化、学校におけるいじめ、不登校など、青少年における問題は深刻さを増しています。 坂井市では、青少年犯罪は起きていよいものとの、万引き、交通非行、喫煙など が発生しています。また、JR駅、えちぜん鉄道駅、地下道などに不審者が出没しています。 このようなら、坂井市では、見守り活動は青少年育成坂井市民会議・PTAが中心となり、非行防止は青少年愛護センターが市民と一緒に運営し、朝夕に見守り活動や街頭啓発・危険箇所の巡回も実施されています。 「子どもは地域の宝」であることを念頭に、地域全体でこれまでの活動を更に継続し、充実していく必要があります。 さらに、スマートフォンはじめとする情報端末機に課題を感じた指導や保護者への啓発が必要です。																																																																													
37			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4"><不良行為の状況></th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>要種 (人)</th> <th>交通非行・バイク2 自転車2人乗り・ 無灯火(件)</th> <th>喫煙 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>19</td> <td>7</td> <td>211</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>16</td> <td>4</td> <td>252</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※愛護センター資料から</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4"><青少年愛護センターへ派遣員の出張状況と派遣員の概要></th> </tr> <tr> <th>一級補導員延べの 出勤数(人)</th> <th>一級補導員と専 任補導員の合 同補導</th> <th>専任補導員 の休憩 時間</th> <th>専任補導員 の休憩 時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>1,916</td> <td>○</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>1,163</td> <td>○</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>1,110</td> <td>—</td> <td>4人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※愛護センター資料から</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4"><青少年愛護センターへ派遣員の出務状況と派遣員の概要></th> </tr> <tr> <th>一級補導員延べの 出勤数(人)</th> <th>一級補導員と専 任補導員の合 同補導</th> <th>専任補導員 の休憩 時間</th> <th>専任補導員 の休憩 時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>1,407</td> <td>○</td> <td>3人 6:30～19:30 (休日補導やバイク時 の特別補導等も実施)</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>1,357</td> <td>○</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>1,385</td> <td>○</td> <td>5人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※愛護センター資料から</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4"><国際交流・国内外交流の状況></th> </tr> <tr> <th>交流先と対象者</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イギリス 市内中学生</td> <td>派遣</td> <td>派遣・招聘</td> <td>派遣</td> </tr> <tr> <td>延岡市 市内小学生</td> <td>派遣</td> <td>招聘</td> <td>派遣</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※愛護センター資料から</p>	<不良行為の状況>				年度	要種 (人)	交通非行・バイク2 自転車2人乗り・ 無灯火(件)	喫煙 (人)	平成26年度	8	0	139	平成25年度	19	7	211	平成24年度	16	4	252	<青少年愛護センターへ派遣員の出張状況と派遣員の概要>				一級補導員延べの 出勤数(人)	一級補導員と専 任補導員の合 同補導	専任補導員 の休憩 時間	専任補導員 の休憩 時間	平成21年度	1,916	○	4人	平成20年度	1,163	○	5人	平成19年度	1,110	—	4人	<青少年愛護センターへ派遣員の出務状況と派遣員の概要>				一級補導員延べの 出勤数(人)	一級補導員と専 任補導員の合 同補導	専任補導員 の休憩 時間	専任補導員 の休憩 時間	平成26年度	1,407	○	3人 6:30～19:30 (休日補導やバイク時 の特別補導等も実施)	平成25年度	1,357	○	5人	平成24年度	1,385	○	5人	<国際交流・国内外交流の状況>				交流先と対象者	平成23年度	平成24年度	平成25年度	イギリス 市内中学生	派遣	派遣・招聘	派遣	延岡市 市内小学生	派遣	招聘	派遣
<不良行為の状況>																																																																															
年度	要種 (人)	交通非行・バイク2 自転車2人乗り・ 無灯火(件)	喫煙 (人)																																																																												
平成26年度	8	0	139																																																																												
平成25年度	19	7	211																																																																												
平成24年度	16	4	252																																																																												
<青少年愛護センターへ派遣員の出張状況と派遣員の概要>																																																																															
一級補導員延べの 出勤数(人)	一級補導員と専 任補導員の合 同補導	専任補導員 の休憩 時間	専任補導員 の休憩 時間																																																																												
平成21年度	1,916	○	4人																																																																												
平成20年度	1,163	○	5人																																																																												
平成19年度	1,110	—	4人																																																																												
<青少年愛護センターへ派遣員の出務状況と派遣員の概要>																																																																															
一級補導員延べの 出勤数(人)	一級補導員と専 任補導員の合 同補導	専任補導員 の休憩 時間	専任補導員 の休憩 時間																																																																												
平成26年度	1,407	○	3人 6:30～19:30 (休日補導やバイク時 の特別補導等も実施)																																																																												
平成25年度	1,357	○	5人																																																																												
平成24年度	1,385	○	5人																																																																												
<国際交流・国内外交流の状況>																																																																															
交流先と対象者	平成23年度	平成24年度	平成25年度																																																																												
イギリス 市内中学生	派遣	派遣・招聘	派遣																																																																												
延岡市 市内小学生	派遣	招聘	派遣																																																																												
38	1～5		<p>(3) ふるさとへの愛着心を育む特色ある活動の展開</p> <p>海・山・川・大地などの豊かな自然との触れ合いや伝統文化体験・継承を通して、郷土に対する愛着心を育てる活動に取り組みます。また、地域の協力を得ながら小学生が公民館等に宿泊し、学校へ通学する体験活動を行います。</p>																																																																												

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(生涯学習スポーツ課)

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(生涯学習スポーツ課)

		<放課後子ども教室の推移>			<放課後子ども教室の推移>		
年度	開催教室数	年 度		開催教室数	年 度		事業の開設数
		平成 26 年度	事業の開設数		平成 21 年度	事業の開設数	
平成 25 年度	25		91		23		135
平成 24 年度	25		94		19		92
					20		75

39	表中
----	----

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(生涯学習スポーツ課)

		<p>(3) 放課後の安全な子どもの居場所づくり 放課後や週末に地域の参画を得て、<u>コミュニティセンター</u>等を利用し、子どもの安全な居場所を確保します。</p>																																																													
40	表中	<p>○主要施策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施策の名称</th> <th style="width: 30%;">施策の内容</th> <th style="width: 10%;">施策の内容</th> <th style="width: 10%;">施策の内容</th> <th style="width: 10%;">施策の内容</th> <th style="width: 10%;">施策の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「心の教育」 推進事業</td> <td>心の教育講演会など、多様な機会を利用し、学校、地域、関係団体と連携・協力しながら心の教育を推進します。</td> <td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>H27</td></tr> <tr> <td>家庭教育の推進</td> <td>地域が主体となって、学校、行政と連携を図りながら、地域ぐるみの家庭教養を推進します。</td> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>放課後子ども教室</td> <td>地域の参加を得て、地域の実情や特性を生かしたメニューにより、安全に遊べる場所を提供します。</td> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>相談体制の整備</td> <td>青少年と親の相談事業を行います。</td> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	施策の名称	施策の内容	施策の内容	施策の内容	施策の内容	施策の内容	「心の教育」 推進事業	心の教育講演会など、多様な機会を利用し、学校、地域、関係団体と連携・協力しながら心の教育を推進します。	H28	H29	H30	H27	家庭教育の推進	地域が主体となって、学校、行政と連携を図りながら、地域ぐるみの家庭教養を推進します。					放課後子ども教室	地域の参加を得て、地域の実情や特性を生かしたメニューにより、安全に遊べる場所を提供します。					相談体制の整備	青少年と親の相談事業を行います。					<p>○主要施策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施策の名称</th> <th style="width: 30%;">施策の内容</th> <th style="width: 10%;">施策の内容</th> <th style="width: 10%;">施策の内容</th> <th style="width: 10%;">施策の内容</th> <th style="width: 10%;">施策の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「心の教育」 推進事業</td> <td>心の教育講演会など、多様な機会を利用し、学校、地域、関係団体と連携・協力しながら心の教育を推進します。</td> <td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td></tr> <tr> <td>家庭教育の推進</td> <td>地域が主体となって、学校、行政との連携を図りながら、地域ぐるみの家庭教養を推進します。</td> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>放課後子ども教室</td> <td>市内の公民館等で、地域の参加を得て、地域の実情や特性を生かしたメニューにより、安全に遊べる場所を提供します。</td> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>相談体制の整備</td> <td>青少年と親の相談事業を行います。</td> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	施策の名称	施策の内容	施策の内容	施策の内容	施策の内容	施策の内容	「心の教育」 推進事業	心の教育講演会など、多様な機会を利用し、学校、地域、関係団体と連携・協力しながら心の教育を推進します。	H23	H24	H25	H26	家庭教育の推進	地域が主体となって、学校、行政との連携を図りながら、地域ぐるみの家庭教養を推進します。					放課後子ども教室	市内の公民館等で、地域の参加を得て、地域の実情や特性を生かしたメニューにより、安全に遊べる場所を提供します。					相談体制の整備	青少年と親の相談事業を行います。				
施策の名称	施策の内容	施策の内容	施策の内容	施策の内容	施策の内容																																																										
「心の教育」 推進事業	心の教育講演会など、多様な機会を利用し、学校、地域、関係団体と連携・協力しながら心の教育を推進します。	H28	H29	H30	H27																																																										
家庭教育の推進	地域が主体となって、学校、行政と連携を図りながら、地域ぐるみの家庭教養を推進します。																																																														
放課後子ども教室	地域の参加を得て、地域の実情や特性を生かしたメニューにより、安全に遊べる場所を提供します。																																																														
相談体制の整備	青少年と親の相談事業を行います。																																																														
施策の名称	施策の内容	施策の内容	施策の内容	施策の内容	施策の内容																																																										
「心の教育」 推進事業	心の教育講演会など、多様な機会を利用し、学校、地域、関係団体と連携・協力しながら心の教育を推進します。	H23	H24	H25	H26																																																										
家庭教育の推進	地域が主体となって、学校、行政との連携を図りながら、地域ぐるみの家庭教養を推進します。																																																														
放課後子ども教室	市内の公民館等で、地域の参加を得て、地域の実情や特性を生かしたメニューにより、安全に遊べる場所を提供します。																																																														
相談体制の整備	青少年と親の相談事業を行います。																																																														
41	見出し 4-1 社会情勢に対応した生涯学習の推進	<p>4 生涯学習の充実と環境整備 4-1 社会情勢に対応した生涯学習の推進と学習環境の整備</p>	<p>○現況と課題</p> <p>地域住民の学習ニーズは、社会情勢に対応できる知識や技術に関する学習、趣味や教養といった生涯を通じての学習など多様化しています。そうした中で、地域住民にとって公民館は、最も身近な学習施設であり、地域住民の交流の場としても重要な役割を果たしていました。しかししながら、社会環境の変化により、地域まちづくりに対する住民のニーズは多岐にわたります。それとともに公民館は、社会教育施設としての役割に加え、地域コミュニティ活動の拠点施設としての機能を併せ持つようになりました。</p> <p>このような状況の中、社会教育事業だけではなく、地域まちづくり活動など幅広く柔軟な活動が可能なよう、公民館を<u>コミュニティセンター</u>へ移行し地域まちづくりの拠点として位置づけるという方向性が示され、その具現化に向けて、坂井市コミュニティセンター検討会にて検討されました。</p> <p>その結果、平成27年4月1日から公民館が<u>コミュニティセンター</u>に移行され、從来の公民館における社会教育・生涯学習事業については、「補助執行」(※)の手続きにより、市長部局へと移管されました。</p> <p>コミュニティセンター移行後ににおいても、これまでの公民館活動を継承した社会教育の推進に加え、地域まちづくりの活動を重視した地域の醸成と地域コミュニティの地域の活性化につながるような取組が求められています。</p>																																																												

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(生涯学習スポーツ課)

<p>○基本施策</p> <p>(1)社会情勢に対応した学級・講座の開催 これまでの公民館活動を継承し、地域の特色を生かした市民参加型・市民参加型の学級や講座を開催するなどに、社会の変化に対応するための学習や、日常生活にヒントを与えるような学習・講座のメニューを充実するなど、市民の学習意欲の喚起に努めます。</p> <p>(2)公民館整備と耐震診断・耐震補強の実施 経年劣化による施設の維持修繕費が増大していく中で、計画的に施設整備を進めるとともに、利用者が安心して利用できるよう耐震診断を行ない、計画的に耐震補強を実施します。</p>	<p>(1)社会情勢に対応した学級・講座の開催 地域の特色を生かした市民参加型・市民参加型の学級や講座を開催するなどに、社会の変化に対応するための学習や、日常生活にヒントを与えるような学習・講座のメニューを充実するなど、市民の学習意欲の喚起に努めます。</p> <p>(2)公民館整備と耐震診断・耐震補強の実施 公民館整備と耐震診断・耐震補強が増大していく中で、計画的に施設整備を進めるとともに、利用者が安心して利用できるよう耐震診断を行ない、計画的に耐震補強を実施します。</p>										
<p>(2)専門的職員の配置と職員の資質向上 社会教育活動全般の指導的役割を果たす社会教育主事の育成を計画的に進め、有資格者の配置を図ることで、社会教育指専員の業務を拡充し、社会教育の推進にあわせて社会教育の視点から地域づくり事業に参画することで、地域づくり活動を推進します。 また、コミュニケーションが発達した地域づくり活動後も、センター機能の社会教育上の知識の研鑽を図るため、引き続き県公民館連合会に加盟し、各種研修会への積極的な参加を通じて、職員の資質向上に努めます。</p>	<p>(3)地域に開放され、人が集う公民館 公民館で学習する人だけでなく、地域住民の誰もが気軽に公民館に立ち寄り、情報交換や交流・コミュニケーションが生まれるよう、人が集う公民館を目指します。 また、公民館まつりなどを通じて、地域の教育・文化の輪を広げていきます。</p>										
<p>※補助執行 地方自治法第180条の7(事務の委任等)に基づく法的手続き。この場合は、教育委員会の権限に属する事務を、市長の補助機関たる障害に執行させること。</p>	<p>(4)専門的職員の配置と公民館職員の資質向上 社会教育活動全般の指導的役割を果たす社会教育主事の育成を計画的に進め、有資格者の配置増を図ります。 また、公民館の職員一人一人が自己研鑽に努め、各種研修会への積極的な参加を通じて、職員の資質向上に努めます。</p>										
<p>41 注釈</p> <p>(1)社会情勢に対応した学級・講座の開催 これまでの公民館活動を継承し、地域の特色を生かした市民参加型・市民参加型の学級や講座を開催するなどに、社会の変化に対応するための学習や、日常生活にヒントを与えるなど、市民の学習意欲の喚起に努めます。</p> <p>(2)専門的職員の配置と職員の資質向上 社会教育活動全般の指導的役割を果たす社会教育主事の育成を計画的に進め、有資格者の配置を図ることで、社会教育指専員の業務を拡充し、社会教育の推進にあわせて社会教育の視点から地域づくり事業に参画することで、地域づくり活動を推進します。 また、コミュニケーションが発達した地域づくり活動後も、センター機能の社会教育上の知識の研鑽を図るため、引き続き県公民館連合会に加盟し、各種研修会への積極的な参加を通じて、職員の資質向上に努めます。</p>	<p>○主要施策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施策の名称</th> <th>施策の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習・講座の機会拡充</td> <td>地域問題や消費者問題など、社会情勢の把握や市民生活にヒントを与えるような学習の機会を、成人大学講座などをして市民に提供し、学習意欲の喚起に努めます。</td> </tr> <tr> <td>公民館施設の整備</td> <td>公民館の耐震診断を平成26年度から行い、耐震補強及び改修を計画的に実施します。</td> </tr> <tr> <td>公民館活動の充実</td> <td>地域住民の生涯学習・交流の拠点として、学習機会・学習情報の提供、地元住民の交流機会の創出を図ります。</td> </tr> <tr> <td>障害体制の充実と資質向上</td> <td>社会教育主事の資格取得を計画的に行うとともに、社会教育指専員の業務拡充、引き続き県公民館連合会に加盟し、コミュニケーションセンター機能の資質向上を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	施策の名称	施策の内容	学習・講座の機会拡充	地域問題や消費者問題など、社会情勢の把握や市民生活にヒントを与えるような学習の機会を、成人大学講座などをして市民に提供し、学習意欲の喚起に努めます。	公民館施設の整備	公民館の耐震診断を平成26年度から行い、耐震補強及び改修を計画的に実施します。	公民館活動の充実	地域住民の生涯学習・交流の拠点として、学習機会・学習情報の提供、地元住民の交流機会の創出を図ります。	障害体制の充実と資質向上	社会教育主事の資格取得を計画的に行うとともに、社会教育指専員の業務拡充、引き続き県公民館連合会に加盟し、コミュニケーションセンター機能の資質向上を図ります。
施策の名称	施策の内容										
学習・講座の機会拡充	地域問題や消費者問題など、社会情勢の把握や市民生活にヒントを与えるような学習の機会を、成人大学講座などをして市民に提供し、学習意欲の喚起に努めます。										
公民館施設の整備	公民館の耐震診断を平成26年度から行い、耐震補強及び改修を計画的に実施します。										
公民館活動の充実	地域住民の生涯学習・交流の拠点として、学習機会・学習情報の提供、地元住民の交流機会の創出を図ります。										
障害体制の充実と資質向上	社会教育主事の資格取得を計画的に行うとともに、社会教育指専員の業務拡充、引き続き県公民館連合会に加盟し、コミュニケーションセンター機能の資質向上を図ります。										
<p>41 表中</p> <p>(1)社会情勢に対応した学級・講座の開催 これまでの公民館活動を継承し、地域の特色を生かした市民参加型・市民参加型の学級や講座を開催するなどに、社会の変化に対応するための学習や、日常生活にヒントを与えるなど、市民の学習意欲の喚起に努めます。</p> <p>(2)専門的職員の配置と職員の資質向上 社会教育活動全般の指導的役割を果たす社会教育主事の育成を計画的に進め、有資格者の配置を図ることで、社会教育指専員の業務を拡充し、社会教育の推進にあわせて社会教育の視点から地域づくり事業に参画することで、地域づくり活動を推進します。 また、コミュニケーションが発達した地域づくり活動後も、センター機能の社会教育上の知識の研鑽を図るため、引き続き県公民館連合会に加盟し、各種研修会への積極的な参加を通じて、職員の資質向上に努めます。</p>	<p>○主要施策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施策の名称</th> <th>施策の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次期計画</td> <td>地域住民の生涯学習・交流の拠点として、学習機会・学習情報の提供、地元住民の交流機会の創出を図ります。</td> </tr> <tr> <td>社会教育主事の資格取得を計画的に行うとともに、社会教育指専員の業務拡充、引き続き県公民館連合会に加盟し、コミュニケーションセンター機能の資質向上を図ります。</td> <td>社会教育主事の資格取得を計画的に行うとともに、社会教育指専員の業務拡充、引き続き県公民館連合会に加盟し、コミュニケーションセンター機能の資質向上を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	施策の名称	施策の内容	次期計画	地域住民の生涯学習・交流の拠点として、学習機会・学習情報の提供、地元住民の交流機会の創出を図ります。	社会教育主事の資格取得を計画的に行うとともに、社会教育指専員の業務拡充、引き続き県公民館連合会に加盟し、コミュニケーションセンター機能の資質向上を図ります。	社会教育主事の資格取得を計画的に行うとともに、社会教育指専員の業務拡充、引き続き県公民館連合会に加盟し、コミュニケーションセンター機能の資質向上を図ります。				
施策の名称	施策の内容										
次期計画	地域住民の生涯学習・交流の拠点として、学習機会・学習情報の提供、地元住民の交流機会の創出を図ります。										
社会教育主事の資格取得を計画的に行うとともに、社会教育指専員の業務拡充、引き続き県公民館連合会に加盟し、コミュニケーションセンター機能の資質向上を図ります。	社会教育主事の資格取得を計画的に行うとともに、社会教育指専員の業務拡充、引き続き県公民館連合会に加盟し、コミュニケーションセンター機能の資質向上を図ります。										

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表（生涯学習スポーツ課）

43	<p>○現況と課題</p> <p>公民館は、地域の中の最も身近な学習施設として、地域住民とともに地域のつながりを強め、地域の人材を育て、地域づくり、まちづくりに寄与してきました。しかし、近年、各地域においては、住民の連帯感が希薄化しており、また、高齢化が進み、地域活動が停滞してきています。</p> <p>こうした中で、坂井市では、行政と市民との協働により、地域の特性を生かした多様なまちづくりに取り組むため、公民館の区域を活動範囲とした23の「まちづくり協議会」が活動しています。「まちづくり協議会」では、自分たちの住む地域に何が必要か、住民自らが考え参画することを強め、地域の人材を育て、地域づくり、まちづくりに寄与してきました。</p> <p>そこで、住みやすく魅力ある地域をつくるため、防災防犯活動や福祉健康活動、景観環境活動、文化スポーツ活動、青少年育成活動、地域交流活動を行っています。</p> <p>そうした中、坂井市では、平成27年4月1日より、地域まちづくり活動の主体的役割を担う「まちづくり協議会」の活動拠点である「公民館」を、地域コミュニティセンターへと移行しました。地域コミュニティの活性化を図ることとして、より一層連携・協力を深め、「地域の特性を活かしながら、対等なパートナーとして、より一層連携・協力を深められています。</p>	<p>○現況と課題</p> <p>公民館は、地域の中の最も身近な学習施設として、地域住民とともに地域のつながりを強め、地域の人材を育て、地域づくり、まちづくりに寄与してきました。しかし、近年、各地域においては、住民の連帯感が希薄化しており、また、高齢化が進み、地域活動が停滞してきています。</p> <p>こうした中で、坂井市では、行政と市民との協働により、地域の特性を生かした多様なまちづくりに取り組むため、公民館の区域を活動範囲とした23の「まちづくり協議会」が活動を始めています。</p> <p>「まちづくり協議会」では、自分たちの住む地域に何が必要か、住民自らが考え参画することを強め、地域の人材を育て、地域づくり、まちづくりに寄与してきました。</p> <p>そこで、住みやすく魅力ある地域をつくるため、防災防犯活動や福祉健康活動、景観環境活動、文化スポーツ活動、青少年育成活動、地域交流活動を行っています。</p> <p>そうした中、坂井市では、平成27年4月1日より、地域まちづくり活動の主体的役割を担う「まちづくり協議会」の活動拠点である「公民館」を、地域コミュニティセンターへと移行しました。地域コミュニティの活性化を図ることとして、より一層連携・協力を深め、「地域の特性を活かしながら、対等なパートナーとして、より一層連携・協力を深められています。</p>
43-44	<p>○基本施策</p> <p>(1)地域学習の推進</p> <p>地域における様々な課題の解決につながるような学習や研修の機会を提供し、地域活動の拠点としてのミニティセンターの役割を、より一層充実します。</p> <p>(2)地域団体への支援</p> <p>公民館は、まちづくり協議会をはじめ、区長会、各種社会教育団体との連携を密にし、協力しながら地域づくり事業を支援します。</p> <p>(3)地域人材の育成・活用</p> <p>地域において社会教育や文化、スポーツ等、様々な分野で専門的な知識や技能を持つ人材の発掘に努め、優秀な人材をミニティセンターの活動の中で積極的に活用します。</p> <p>(4)地域資源の活用・伝統文化の継承</p> <p>地域における伝統行事、風習、有形無形の文化財等の地域資源を取り入れながら地域文化を継承し、地域づくりに生かします。</p>	<p>○基本施策</p> <p>(1)地域学習の推進</p> <p>地域における様々な課題の解決につながるような学習や研修の機会を提供し、地域活動の拠点としてのミニティセンターの役割を、より一層充実します。</p> <p>(2)地域団体への支援</p> <p>公民館は、まちづくり協議会をはじめ、区長会、各種社会教育団体との連携を密にし、協力しながら地域づくり事業を支援します。</p> <p>(3)地域人材の育成・活用</p> <p>地域において社会教育や文化、スポーツ等、様々な分野で専門的な知識や技能を持つ人材の発掘に努め、優秀な人材をミニティセンターの活動の中で積極的に活用します。</p> <p>(4)地域資源の活用・伝統文化の継承</p> <p>地域における伝統行事、風習、有形無形の文化財等の地域資源を取り入れながら地域文化を継承し、地域づくりに生かします。</p>

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(生涯学習スポーツ課)

			○主要施策																	
44	表中		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施策の名称</th> <th style="width: 40%;">施策の内容</th> <th style="width: 40%;">施策の内容</th> <th style="width: 20%;">施策の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域学習の推進</td> <td>地域の特色を生かした学級や講座を開催するとともに、地域課題の解決につながるような学習機会を提供します。</td> <td>「まちづくり協議会」をはじめ、地域の団体との連携・一体での活動を支援します。</td> <td>「まちづくり協議会」をはじめ、地域の団体と協力しながら、地域づくり活動への支援</td> </tr> <tr> <td>地域入村の活用</td> <td>地域に潜んでいる様々な分野で専門的な知識や技術を持つ人の活用に努め、地域の交流・連携を図ります。</td> <td>地域入村の活用</td> <td>地域入村の活用</td> </tr> <tr> <td>地域資源の活用</td> <td>地域の特色ある自然や文化等、地域の資源を生かした地域づくりを推進し、地域の活性化を図ります。</td> <td>地域資源の活用</td> <td>地域資源の活用</td> </tr> </tbody> </table>	施策の名称	施策の内容	施策の内容	施策の内容	地域学習の推進	地域の特色を生かした学級や講座を開催するとともに、地域課題の解決につながるような学習機会を提供します。	「まちづくり協議会」をはじめ、地域の団体との連携・一体での活動を支援します。	「まちづくり協議会」をはじめ、地域の団体と協力しながら、地域づくり活動への支援	地域入村の活用	地域に潜んでいる様々な分野で専門的な知識や技術を持つ人の活用に努め、地域の交流・連携を図ります。	地域入村の活用	地域入村の活用	地域資源の活用	地域の特色ある自然や文化等、地域の資源を生かした地域づくりを推進し、地域の活性化を図ります。	地域資源の活用	地域資源の活用	
施策の名称	施策の内容	施策の内容	施策の内容																	
地域学習の推進	地域の特色を生かした学級や講座を開催するとともに、地域課題の解決につながるような学習機会を提供します。	「まちづくり協議会」をはじめ、地域の団体との連携・一体での活動を支援します。	「まちづくり協議会」をはじめ、地域の団体と協力しながら、地域づくり活動への支援																	
地域入村の活用	地域に潜んでいる様々な分野で専門的な知識や技術を持つ人の活用に努め、地域の交流・連携を図ります。	地域入村の活用	地域入村の活用																	
地域資源の活用	地域の特色ある自然や文化等、地域の資源を生かした地域づくりを推進し、地域の活性化を図ります。	地域資源の活用	地域資源の活用																	
57			市スポーツ推進委員会では、ニュースポーツ(※)の普及や																	
57	注記		<p>※ニュースポーツ競技性を重視せず、だれでも参加できることを目的としたスポーツの総称。坂井市スポーツ推進委員会では、ドッヂビー、フレッシュテニス、ファミリー・バドミントン、ステイックリングなどを推進している。</p> <p>(3) ニュースポーツの推進</p> <p>市スポーツ推進委員会の指導によるニュースポーツの普及を更に推進するとともに、全国的な健康志向の高まりにこたえ、誰もが気軽に組めるスポーツの紹介や、スポーツ推進委員会が独自に考案した「マリン体操」などの指導を行います。</p>																	
58			<p>(5) 総合型地域スポーツクラブの支援</p> <p>いつでも、どこでもだれでも継続的に楽しめる環境づくりを目指す、地域に根ざした自主運営型・総合型スポーツクラブの育成・支援を行います。</p>																	
58																				

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(生涯学習スポーツ課)

58	表中	○主要施策		○主要施策							
		施策の名称	施策の内容	H28	H29	H30	H23	H24	H25	H26	H27
スポーツ少年団育成事業	スポーツ少年団育成事業	スポーツ少年団の健全な育成を促し、加入率の向上とともに指導者の育成、指導技術の向上を支援します。					スポーツ少年団の健全な育成を促し、加入率の向上とともに指導者の育成、指導技術の向上を支援します。				
スポーツ大会等開催事業	古城マラソン大会や市民スポーツ大会の参加者増に努めます。						古城マラソン大会や市民スポーツ大会の参加者増に努めます。				
ニユースポーツの普及事業	ニユースポーツ推進委員会による教室を更に充実し、ニユースポーツを積極的に普及します。						体育指導委員会による教室を更に充実し、ニユースポーツを積極的に普及します。				
高齢者・障がい者スポーツ活動事業	高齢者・障がい者が親しみのあるスポーツ教室を開催し、スポーツを楽しむ機会を提供します。						高齢者・障がい者が親しみのあるスポーツ教室を開催し、スポーツを楽しむ機会を提供します。				
総合型地域スポーツクラブの支援	総合型地域スポーツクラブの活動を支援するとともに、クラブ設立に必要な情報を収集し提供します。						総合型地域スポーツクラブの活動を支援するとともに、クラブ設立に必要な情報を収集し提供します。				

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表（生涯学習スポーツ課）

59	平成30年には2巡目となる福井国体が開催される予定です。坂井市では今後、この福井国体に向け競技力向上を目指し、市体育協会及び協会加盟の競技団体や各種スポーツ団体と連携して、国体終了後も含め競技スポーツの振興に取り組むことが大きな課題であります。	(3) 福井国体に向けた選手の発掘・育成・強化 県と連携を図りながら、スポーツ少年団や体育協会及び協会加盟競技団体などの活動を支援して、ジュニア選手層の地域に根ざした育成・強化、指導者の確保を図ります。	(3) 福井国体に向けた選手の発掘・育成・強化 スポーツ少年団や学校部活動などの活動を通して、ジュニア選手の発掘に努め、地域に根ざした選手の育成・強化、指導者の確保を図ります。																																																								
60	表中	○主要施策 <table border="1"><thead><tr><th>施策の名称</th><th>施策の内容</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th></tr></thead><tbody><tr><td>指導者育成事業</td><td>優秀な指導者を育成し、各種競技ごとに一貫した指導が継続的に行える体制を目指します。</td><td>指導者育成事業</td><td>指導者育成事業</td><td>指導者育成事業</td><td>指導者育成事業</td><td>指導者育成事業</td><td>指導者育成事業</td><td>指導者育成事業</td><td>指導者育成事業</td></tr><tr><td>国体選手育成事業</td><td>県内外よりジュニア選手の発掘・育成に努め、地域に根ざした選手の育成・強化を進めます。福井国体終了後も推進して取り組みます。</td><td>国体選手育成事業</td><td>国体選手育成事業</td><td>国体選手育成事業</td><td>国体選手育成事業</td><td>国体選手育成事業</td><td>国体選手育成事業</td><td>国体選手育成事業</td><td>国体選手育成事業</td></tr></tbody></table>	施策の名称	施策の内容	H28	H29	H30	H23	H24	H25	H26	H27	指導者育成事業	優秀な指導者を育成し、各種競技ごとに一貫した指導が継続的に行える体制を目指します。	指導者育成事業	国体選手育成事業	県内外よりジュニア選手の発掘・育成に努め、地域に根ざした選手の育成・強化を進めます。福井国体終了後も推進して取り組みます。	国体選手育成事業	○現況と課題 坂井市には、公民館の体育館や学校体育施設を合わせると65のスポーツ施設があります。 また、多くのサッカー場を有する坂井市としては、福井国体に向け、スポーツ施設の拡充及び国体終了後の有効活用が課題であります。	○主要施策 <table border="1"><thead><tr><th>施策の名称</th><th>施策の内容</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th></tr></thead><tbody><tr><td>指導者育成事業</td><td>優秀な指導者を育成し、各種競技ごとに一貫した指導が継続的に行える体制を目指します。</td><td>指導者育成事業</td><td>指導者育成事業</td><td>指導者育成事業</td><td>指導者育成事業</td><td>指導者育成事業</td></tr><tr><td>国体選手育成事業</td><td>学校と地域やスポーツ団体との連携によりジュニア選手の発掘・育成を進めます。</td><td>国体選手育成事業</td><td>国体選手育成事業</td><td>国体選手育成事業</td><td>国体選手育成事業</td><td>国体選手育成事業</td></tr></tbody></table>	施策の名称	施策の内容	H23	H24	H25	H26	H27	指導者育成事業	優秀な指導者を育成し、各種競技ごとに一貫した指導が継続的に行える体制を目指します。	指導者育成事業	指導者育成事業	指導者育成事業	指導者育成事業	指導者育成事業	国体選手育成事業	学校と地域やスポーツ団体との連携によりジュニア選手の発掘・育成を進めます。	国体選手育成事業	国体選手育成事業	国体選手育成事業	国体選手育成事業	国体選手育成事業	○現況と課題 坂井市には、公民館の体育館や学校体育施設を合わせると65のスポーツ施設があります。 また、多くのサッカー場を有する坂井市としては、福井国体に向け、スポーツ施設の拡充及び国体終了後の有効活用が課題であります。	○現況と課題 坂井市には、ユーニティセンターの体育館や学校体育施設を合わせると65のスポーツ施設があります。 また、多くのスポーツ施設を有する坂井市としては、福井国体に向け、スポーツ施設の拡充及び国体終了後の有効活用が課題であります。	○現況と課題 坂井市には、ユーニティセンターの体育館や学校体育施設を合わせると65のスポーツ施設があります。 また、多くのスポーツ施設を有する坂井市としては、福井国体に向け、スポーツ施設の拡充及び国体終了後の有効活用が課題であります。	(2) 福井国体に向けた施設の充実 丸岡スポーツランドをはじめ、国体開催種目の会場として利用が見込まれる施設については、将来にわたる利用を念頭に、必要な整備を行います。														
施策の名称	施策の内容	H28	H29	H30	H23	H24	H25	H26	H27																																																		
指導者育成事業	優秀な指導者を育成し、各種競技ごとに一貫した指導が継続的に行える体制を目指します。	指導者育成事業	指導者育成事業	指導者育成事業	指導者育成事業	指導者育成事業	指導者育成事業	指導者育成事業	指導者育成事業																																																		
国体選手育成事業	県内外よりジュニア選手の発掘・育成に努め、地域に根ざした選手の育成・強化を進めます。福井国体終了後も推進して取り組みます。	国体選手育成事業	国体選手育成事業	国体選手育成事業	国体選手育成事業	国体選手育成事業	国体選手育成事業	国体選手育成事業	国体選手育成事業																																																		
施策の名称	施策の内容	H23	H24	H25	H26	H27																																																					
指導者育成事業	優秀な指導者を育成し、各種競技ごとに一貫した指導が継続的に行える体制を目指します。	指導者育成事業	指導者育成事業	指導者育成事業	指導者育成事業	指導者育成事業																																																					
国体選手育成事業	学校と地域やスポーツ団体との連携によりジュニア選手の発掘・育成を進めます。	国体選手育成事業	国体選手育成事業	国体選手育成事業	国体選手育成事業	国体選手育成事業																																																					
61		(2) 福井国体に向けた施設の充実 三国体育馆をはじめ、国体開催種目の会場として利用が見込まれる施設については、将来にわたる利用を念頭に、必要な整備を行います。	(2) 福井国体に向けた施設の充実 丸岡スポーツランドをはじめ、国体開催種目の会場として利用が見込まれる施設については、将来にわたる利用を念頭に、必要な整備を行います。																																																								
61																																																											
62																																																											

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(生涯学習スポーツ課)

○主要施策		○主要施策							
施設の名称	施策の内容	施策の内容			施策の内容				
		H28	H29	H30	H23	H24	H25	H26	H27
施設・設備の改修事業	老朽化した施設・設備の改修、修繕を計画的に進め、利用者の安全確保に努めます。				老朽化した施設・設備の改修、修繕を計画的に進め、利用者の安全確保に努めます。				
三国運動公園 陸上競技場	陸上競技場 2箇公認検定に伴う改修及び福井団体に向けたフィールドの整備工事を行います。				丸岡スポーツランド整備事業	福井団体によるサッカーマッチ場の整備を行います。			
三国運動公園 多目的競技場	福井団体に向けた多目的競技場の人工芝グランドの整備を行います。								
九頭体育馆	断壁補強に伴う改修工事及び福井団体に向けた床の改修工事を行います。								
三国体育馆	震度6強に伴う改修工事及び福井団体に向けた施設のリフレッシュ改修工事を行います。								

表中

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表（文化課）

ページ	行	修正後	修正前
		5 芸術・文化の振興	5-1 芸術・文化活動の支援・育成 ○現況と課題
49	1～15	<p>芸術・文化に親しみ、創造活動をすることは、豊かな情操と創造力を育む上で重要です。</p> <p>坂井市では、(公財)坂井市文化振興事業団、(公財)丸岡文化財団及び坂井市文化協会を中心的に、それぞれが独自性を發揮しながら、多くの市民が文化活動を支援するため文化活動を支授するたままであります。</p> <p>(公財)坂井市文化振興事業団は、(財)丸岡町文化振興事業団、(財)丸岡町文化振興事業団及び坂井市文化協会を中心に、それぞれが独自性を發揮しながら、多くの市民が文化に触れる機会や地域の特色を生かした文化活動を支援するため様々な活動を開催しています。</p> <p>(公財)坂井市文化振興事業団は、ハートピア春江、みくに文化未来館の文化施設において音楽や演劇、落語などの公演事業を主催し、市民に様々なジャンルの舞台芸術を鑑賞する機会を提供しています。また、市民の文化活動発表の拠点としてもその機能を十分発揮しています。</p> <p>一方、施設の管理運営については、指定管理者として財団に委託することでき、施設全体を活かした柔軟かつ効果的な運営に努めています。</p>	<p>芸術・文化活動をすることは、豊かな情操と創造力を育む上で重要です。</p> <p>坂井市では、(公財)坂井市文化振興事業団及び坂井市文化協会を中心的に、それぞれが独自性を發揮するため文化活動を支授するため文化活動を開催するためです。</p> <p>(財)坂井市文化振興事業団は、ハートピア春江、みくに文化未来館の文化施設において音楽や演劇、落語などの公演事業を主催し、市民に様々なジャンルの舞台芸術を鑑賞する機会を提供しています。また、市民の文化活動発表の拠点としてもその機能を十分発揮しています。</p> <p>一方、施設の管理運営については、指定管理者制度の導入を機に、財団に委託することで、新たな視点と方法により、利用者へのサービスの充実と効率的かつ効果的な運営に努めています。</p>
49	16～20	<p>(公財)丸岡文化財団は、町づくり事業として「一筆啓上賞」、特別事業として「まるおか子供歌舞伎」、「おもいでカブセル」、「日本一短い手紙」として「まるおか子供歌舞伎」、「おもいでカブセル」、「日本一短い手紙」とかもばこ板の絵のコラボ展などソフト事業を開催し、積極的に全国に向けて発信しています。</p> <p>また、「一筆啓上賞」の歴史と作品、愛媛県西予市のかもばこ板とのコラボ作品の展示を行つ「一筆啓上」日本一短い手紙の館が開館し、地蔵池と連携を図り、文化振興の視点から地域の活性化を目指すため、関係機関と一緒に加えて部門別の事業の在り方を図り、総合美術展などを開催し好評を得ています。</p>	<p>(財)丸岡町文化振興事業団は、町づくり事業として「一筆啓上賞」、特別事業として「まるおか子供歌舞伎」、「おもいでカブセル」、「日本一短い手紙」とかもばこ板の絵のコラボ展などソフト事業を開催し、積極的に全国に向けて発信しています。しかし、長年にわたる事業については、停滞感も感じられます。だから、今後の事業展開を検討する必要があります。</p>
49	21～26	<p>坂井市文化協会は、これまでの活動により伝統文化を継承する人材が不足している中で、また、少子高齢化により伝統文化を継承していくけるよう、地域特有の伝統文化が失われることなく将来にわたって継承していくよう、「郷土芸能祭」や「子ども文化祭」を実施し、子どもたちが伝統文化に親しむことができる事業を実施しています。</p> <p>その他にも、子どもたちへの文化活動の指導にあたつている指導者たちは大きいものがあります。子どもミュージカルの経験者が音楽を志すなどの好循環を生んでおり、子どもたちのさらなる文化活動の推進のため、市民との協力体制を図つてまいります。</p>	<p>坂井市文化協会は、合併後、活動範囲や内容等に変化が生じている中、これまでの活動を継続していくとともに、各支部活動から市全体の部門別での文化活動へと地域を越えて交流が求められています。</p> <p>また、少子高齢化により伝統文化を継承する人材が不足してきている中で、地域特有の伝統文化が失われるることなく将来にわたって継承していくよう、子どもたちが伝統文化に親しむことができます。</p>

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表（文化課）

ページ	行	修正後		修正前	
		改正内容	現行文	改正内容	現行文
49	27～31	坂井市民文化祭について、市民が日常生活の中で取り組んでいます。坂井市民文化活動の集大成の場として年々盛り上がりを見せています。今後の方針として、市民文化祭はより多くの市民に親しまれ、文化活動を通した文化交流の輪が広がるよう、坂井市文化協会の協力を得ながら、それぞれの事業をさらに推進していきます。	坂井市民文化祭について、市民が日常生活の中で取り組んでいます。坂井市民文化祭実行委員会を設置して、開催の時期や方法について改善を重ねてきましたが、今後も、より多くの市民に親しまれ、文化活動を通した交流の輪が広がるような取組が必要です。	坂井市民文化祭については、市民が日常生活の中で取り組んでいる様な文化活動の集大成の場として年々盛り上がりを見せています。合併後、坂井市民文化祭実行委員会を設置して、開催の時期や方法について改善を重ねてきましたが、今後も、より多くの市民に親しまれ、文化活動を通した交流の輪が広がるよう、坂井市文化協会の協力を得ながら、それぞれの事業をさらに推進していきます。	坂井市民文化祭については、市民が日常生活の中で取り組んでいます。合併後、多くの市民による文化活動は、市の一体感の醸成に大きく寄与しました。今後も、様々な文化団体等の活動を継続するとともに、坂井市としての新たな文化を創造していくため、これらの団体等との連携を強化し、活力向上に向けた取組を市民協働で進めいく必要があります。
50	1～6	また兒童生徒に対しては、文化庁や独立行政法人等が実施する優れた芸術鑑賞の機会を提供していますが、今後、感動を味わうだけではなく、文化活動への動機付けにつながるような事業展開も必要です。幅広い視点から、文化振興に対する市民の創意ある意見を求めるために設置された坂井市文化未来会議では、子どもたちの頃から芸術・歴史に触れる重要な性和、文化的環境の中で生きる喜びを向上させていくための、様々な提言をいただいております。今後、さらなる文化振興を図つしていくためにも、坂井市の文化の方向性を探り、文化団体等の活動を継続するとともに、新たな文化振興を創造していくため、行政、市民、関係機関が連携を強化して、坂井市の文化振興を支えていくことが求められます。	また兒童生徒に対しては、文化庁や独立行政法人等が実施する優れた芸術鑑賞の機会を提供していますが、今後、感動を味わうだけではなく、文化活動への動機付けにつながるような事業展開も必要です。幅広い視点から、文化振興に対する市民の創意ある意見を求めるために設置された坂井市文化未来会議では、子どもたちの頃から芸術・歴史に触れる重要な性和、文化的環境の中で生きる喜びを向上させていくための、様々な提言をいただいております。今後、さらなる文化振興を図つしていくためにも、坂井市の文化の方向性を探り、文化団体等の活動を継続するとともに、新たな文化振興を創造していくため、行政、市民、関係機関が連携を強化して、坂井市の文化振興を支えていくことが求められます。	また兒童生徒に対しては、文化庁や独立行政法人等が実施する優れた芸術鑑賞の機会を提供していますが、今後、感動を味わうだけではなく、文化活動への動機付けにつながるような事業展開も必要です。幅広い視点から、文化振興に対する市民の創意ある意見を求めるために設置された坂井市文化未来会議では、子どもたちの頃から芸術・歴史に触れる重要な性和、文化的環境の中で生きる喜びを向上させていくための、様々な提言をいただいております。今後、さらなる文化振興を図つしていくためにも、坂井市の文化の方向性を探り、文化団体等の活動を継続するとともに、新たな文化振興を創造していくため、行政、市民、関係機関が連携を強化して、坂井市の文化振興を支えていくことが求められます。	また兒童生徒に対しては、文化庁や独立行政法人等が実施する優れた芸術鑑賞の機会を提供していますが、今後、感動を味わうだけではなく、文化活動への動機付けにつながるような事業展開も必要です。幅広い視点から、文化振興に対する市民の創意ある意見を求めるために設置された坂井市文化未来会議では、子どもたちの頃から芸術・歴史に触れる重要な性和、文化的環境の中で生きる喜びを向上させていくための、様々な提言をいただいております。今後、さらなる文化振興を図つしていくためにも、坂井市の文化の方向性を探り、文化団体等の活動を継続するとともに、新たな文化振興を創造していくため、行政、市民、関係機関が連携を強化して、坂井市の文化振興を支えていくことが求められます。
50	8～28	○基本施策 (1)略 (2)略 (3)略 (4)略 (5)坂井市文化未来会議の開催 坂井市文化未来会議を開催し、文化振興に対する市民の創意ある意見を求め、坂井市文化未来会議を構築していきます。 (6)文化・芸術を活かしたまちづくりと協力体制の推進 地域独自の文化の発信と、文化・芸術を活かしたまちづくりを行つてくださいめに、文化に携わる人々の協力体制を推進していきます。	○基本施策 (1)文化活動への支援 市民の自主的な文化活動の充実を図るために、文化活動を行う団体等を支援します。 (2)文化活動発表の場の提供 文化イベントの開催や文化活動の発表の場を提供し、喜びと向上心を持てるように支援します。 (3)芸術鑑賞機会の充実 多くの市民が優れた芸術・文化に接することができるよう、鑑賞機会の充実を図ります。特に、子どもとの豊かな心や感性、創造性などを育むため、子どもたちが身近に芸術に触れる機会を充実します。 (4)芸術・文化を担う人材の育成・支援 文化活動への参加を促す機会を創出するとともに、文化活動を行う文化団体等と協働しながら、坂井市芸術・文化を担う人材を育成します。 (5)坂井市文化振興懇話会(仮称)の設置 坂井市の芸術・文化活動の振興を図ることを目的に、市民自らが考え、活動する市民主体の「坂井市文化振興懇話会(仮称)」を設置します。	○基本施策 (1)文化活動への支援 市民の自主的な文化活動の充実を図るために、文化活動を行う団体等を支援します。 (2)文化活動発表の場の提供 文化イベントの開催や文化活動の発表の場を提供し、喜びと向上心を持てるように支援します。 (3)芸術鑑賞機会の充実 多くの市民が優れた芸術・文化に接することができるよう、鑑賞機会の充実を図ります。特に、子どもとの豊かな心や感性、創造性などを育むため、子どもたちが身近に芸術に触れる機会を充実します。 (4)芸術・文化を担う人材の育成・支援 文化活動への参加を促す機会を創出するとともに、文化活動を行う文化団体等と協働しながら、坂井市芸術・文化を担う人材を育成します。 (5)坂井市文化振興懇話会(仮称)の設置 坂井市の芸術・文化活動の振興を図ることを目的に、市民自らが考え、活動する市民主体の「坂井市文化振興懇話会(仮称)」を設置します。	○基本施策 (1)文化活動への支援 市民の自主的な文化活動の充実を図るために、文化活動を行う団体等を支援します。 (2)文化活動発表の場の提供 文化イベントの開催や文化活動の発表の場を提供し、喜びと向上心を持てるように支援します。 (3)芸術鑑賞機会の充実 多くの市民が優れた芸術・文化に接することができるよう、鑑賞機会の充実を図ります。特に、子どもとの豊かな心や感性、創造性などを育むため、子どもたちが身近に芸術に触れる機会を充実します。 (4)芸術・文化を担う人材の育成・支援 文化活動への参加を促す機会を創出するとともに、文化活動を行う文化団体等と協働しながら、坂井市芸術・文化を担う人材を育成します。 (5)坂井市文化振興懇話会(仮称)の設置 坂井市の芸術・文化活動の振興を図ることを目的に、市民自らが考え、活動する市民主体の「坂井市文化振興懇話会(仮称)」を設置します。

坂井市教育委員会文化課

ページ	修正後	修正前
51	<p>芸術の会館 文化施設の充実</p> <p>現況と課題</p> <p>市民が、芸術・文化に親しむためには、市民の文化活動を支える場が必要です。</p> <p>坂井市には、ハートピア春江、みくに文化未来館の文化施設がありますが、開館以来20年以上経過しており、老朽化が進んでいます。改修を行つていく必要があります。</p> <p>文化施設の整備に当たつては、ハートピア春江を文化ホールの拠点施設として位置づけるとともに、他の文化施設との利用目的を区別した整備を進め必要があります。</p> <p>市民が身近な文化活動の発表の場として積極的に有効活用し、その機能を十分に發揮できるような施設の充実が求められています。</p>	<p>芸術の会館 文化施設の充実</p> <p>現況と課題</p> <p>市民が、芸術・文化に親しむためには、市民の文化活動を支える場が必要です。</p> <p>坂井市には、ハートピア春江、みくに文化未来館の文化施設がありますが、開館以来15年以上経過しており、老朽化が進んでいます。改修を行つていく必要があります。</p> <p>文化施設の整備に当たつては、ハートピア春江を文化ホールの拠点施設として位置づけるとともに、他の文化施設との利用目的を区別した整備を進めます。</p>
52	<p>芸術・文化施設の充実</p> <p>現況と課題</p> <p>市民が、芸術・文化に親しむためには、市民の文化活動を支える場が必要です。</p> <p>坂井市には、ハートピア春江、みくに文化未来館の文化施設がありますが、開館以来15年以上経過しており、老朽化が進んでいます。改修を行つていく必要があります。</p> <p>文化施設の整備に当たつては、ハートピア春江を文化ホールの拠点施設として位置づけるとともに、他の文化施設との利用目的を区別した整備を進めます。</p>	<p>芸術・文化施設の充実</p> <p>現況と課題</p> <p>市民が、芸術・文化に親しむためには、市民の文化活動を支える場が必要です。</p> <p>坂井市には、ハートピア春江、みくに文化未来館の文化施設がありますが、開館以来15年以上経過しており、老朽化が進んでいます。改修を行つていく必要があります。</p> <p>文化施設の整備に当たつては、ハートピア春江を文化ホールの拠点施設として位置づけるとともに、他の文化施設との利用目的を区別した整備を進めます。</p>

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(文化課)

ページ	行			修正後	修正前															
		○基本施策		○基本施策																
52	17～ (2)路	<p>○基本施設の整備 (1)文化施設の老朽化に伴い、ハートピア春江は質の高い舞台芸術を鑑賞できる施設として計画的な改修を行ない、みくに文化未来館については、新しく建設される市民センター内に新たなホールを整備し、機能を移転します。</p> <p>(2)文化施設の有効利用 文化施設の利便性の確保と施設の効率的な活用を図ります。</p>		<p>(1)文化施設の整備 文化施設の老朽化に伴い、ハートピア春江とともに文化未来館の利用形態を明確にし、それぞれの機能に沿った施設整備を計画的に実施します。 また、丸岡地区に文化施設を設けます。</p> <p>(2)文化施設の有効利用 文化施設の効率的な活用を図ります。</p>																
52		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策の名称</th> <th>施策の内容</th> <th>施策の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化施設整備事業</td> <td>文化施設の老朽化に伴い、計画的に修繕・改修工事を実施します。</td> <td>文化施設の老朽化に伴い、計画的に修繕・改修工事を実施します。</td> </tr> <tr> <td>センターコミュニティ整備事業</td> <td>新たに建設されるホールは、既存のホールを整備し、多くの市民が文化芸術に接したことのできる、市民が他の文化活動の場となることを目指します。</td> <td>丸岡支所4階に文化ホールを整備し、文化活動の場として提供します。</td> </tr> </tbody> </table>	施策の名称	施策の内容	施策の内容	文化施設整備事業	文化施設の老朽化に伴い、計画的に修繕・改修工事を実施します。	文化施設の老朽化に伴い、計画的に修繕・改修工事を実施します。	センターコミュニティ整備事業	新たに建設されるホールは、既存のホールを整備し、多くの市民が文化芸術に接したことのできる、市民が他の文化活動の場となることを目指します。	丸岡支所4階に文化ホールを整備し、文化活動の場として提供します。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策の名称</th> <th>施策の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化施設整備事業</td> <td>文化施設の老朽化に伴い、計画的に修繕・改修工事を実施します。</td> </tr> <tr> <td>丸岡文化ホール整備事業</td> <td>丸岡支所4階に文化ホールを整備し、文化活動の場として提供します。</td> </tr> </tbody> </table>	施策の名称	施策の内容	文化施設整備事業	文化施設の老朽化に伴い、計画的に修繕・改修工事を実施します。	丸岡文化ホール整備事業	丸岡支所4階に文化ホールを整備し、文化活動の場として提供します。	
施策の名称	施策の内容	施策の内容																		
文化施設整備事業	文化施設の老朽化に伴い、計画的に修繕・改修工事を実施します。	文化施設の老朽化に伴い、計画的に修繕・改修工事を実施します。																		
センターコミュニティ整備事業	新たに建設されるホールは、既存のホールを整備し、多くの市民が文化芸術に接したことのできる、市民が他の文化活動の場となることを目指します。	丸岡支所4階に文化ホールを整備し、文化活動の場として提供します。																		
施策の名称	施策の内容																			
文化施設整備事業	文化施設の老朽化に伴い、計画的に修繕・改修工事を実施します。																			
丸岡文化ホール整備事業	丸岡支所4階に文化ホールを整備し、文化活動の場として提供します。																			
53	1～15 略	<p>6歴史的資源の継承と活用 6-1郷土の歴史を尊重する心の育成 ○現況と課題</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策の内容</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>次期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化施設整備事業 (実績)</td> <td>文化施設の老朽化に伴い、計画的に修繕・改修工事を実施します。</td> <td>新たに建設されるホールは、既存のホールを整備し、多くの市民が文化芸術に接したことのできる、市民が他の文化活動の場となることを目指します。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施策の内容	H28	H29	H30	次期計画	文化施設整備事業 (実績)	文化施設の老朽化に伴い、計画的に修繕・改修工事を実施します。	新たに建設されるホールは、既存のホールを整備し、多くの市民が文化芸術に接したことのできる、市民が他の文化活動の場となることを目指します。			<p>6歴史的資源の継承と活用 6-1郷土の歴史を尊重する心の育成 ○現況と課題</p> <p>郷土の歴史を尊重する心を育成することは、ふるさとに対する愛着や誇りへとつながります。</p> <p>坂井市には、地域や風土に根ざした貴重な文化財が数多く存在しています。これらの文化財は先人たちが営んできた歴史の証であり、地域固有の歴史・文化を物語る遺産であるとともに、地域に誇りと愛着をもたらす精神的なよりどころとなり得るものであります。</p> <p>そのためにも、これまで以上に市民が文化財に触れ、文化財についての適切な解説や情報を得る機会を作っていくことが求められています。</p> <p>今後一層、これらの文化財をかけがえのないふるさとの財産として保護を図っていくとともに、学校教育や生涯学習の教材や資源として活用を図り、ふるさとの歴史に関する理解を深め、地域に根ざした歴史や文化を誇りに思う心を育んでいく必要があります。</p>							
施策の内容	H28	H29	H30	次期計画																
文化施設整備事業 (実績)	文化施設の老朽化に伴い、計画的に修繕・改修工事を実施します。	新たに建設されるホールは、既存のホールを整備し、多くの市民が文化芸術に接したことのできる、市民が他の文化活動の場となることを目指します。																		
53	17～24 (2)路	<p>○基本施策 (1)略</p>	<p>○基本施策 (1)ふるさとの歴史を学ぶ機会の提供 外部講師や学芸員による講座を開催し、市民にふるさとの歴史について学ぶ機会を提供します。</p> <p>(2)文化財情報の発信 広報やホームページ、文化財マップ等を通じて、坂井市の文化財に関する情報を発信し、文化財への関心や興味を喚起します。</p>																	

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(文化課)

ページ	行	○主要施策		修正後	修正前
		施策の名称	施策の内容		
53		ふるさと坂井歴史 講座	ふるさとの歴史を学ぶための講 座を開催します。	H28 H29 H30	ふるさと坂井歴史 講座
		文化財情報の発信	坂井市文化財マップの作成やホ ームページ等で文化財を詳しく紹 介するなど、市内外へ発信します。		ふるさと歴史 講座を開催します。
		丸岡城の昌宝化整備の推進 事業	丸岡城の昌宝化整備の推進に生 い要望、御堂及び内堀について整 理会などに寄付金を贈りを頒布してい ます。		坂井市文化財マップの作成やホ ームページ等で文化財を詳しく紹 介するなど、市内外へ発信します。
		歴史文化基本指標 の策定	文化財保護のマスタープランによ り、坂井市が文化財保護の指標を達 成することとともに、新たな文化財の掘り 起しが進められています。		文化財保護の指標を達成してい ます。
54	1~9	6-2 文化財の保護・調査と施設の充実	6-2 文化財の保護・調査と施設の充実		6-2 文化財の保護・調査と施設の充実
		○現況と課題	○現況と課題		○現況と課題
		文化財は一度失うと、二度と取り戻すことのできない貴重なふるさとの財産 であり、その保護の徹底が求められています。	文化財は一度失うと、二度と取り戻すことのできない貴重なふるさとの財産 であり、その保護の徹底が求められています。		文化財は一度失うと、二度と取り戻すことのできない貴重なふるさとの財産 であり、その保護の徹底が求められています。
		坂井市内には、数多くの国、県、市指定文化財 がありますが、 文化財は調査、研究することによってその価値が明らかになります。 文化財に活用できるようになります。現在、文化財の専門職員として学芸員	坂井市内には、数多くの国、県、市指定文化財など129件があります。しかし各町で の指定文化財の内容や指定種別に差があることから、平成20年春から、坂 井市文化財保護審議会において、指定基準の見直しを行っています。		坂井市内には、数多くの国、県、市指定文化財など129件があります。しかし各町で の指定文化財の内容や指定種別に差があることから、平成20年春から、坂 井市文化財保護審議会において、指定基準の見直しを行っています。

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(文化課)

ページ	行	修正後	修正前								
				文化財は調査・研究することによってその価値が明らかになり、生涯学習などに活用できるようになります。現在、文化財の専門職員として学芸員が5人配置されますが、今後、これら専門職員を中心にしてその専門分野で調査・研究を推進し、文化財を活用するための基礎的情報の蓄積を図つていよいります。							
54	9~20	が5人配置されますが、今後、これら専門職員を中心にしてその専門分野で調査・研究を推進し、文化財を活用するための基礎的情報の蓄積を図つていよいります。現在、文化財保護審議会委員、専門職員が必要とされています。また、調査した成果を広く市民に知らせるために、文化財を報告できることや文化財は調査・研究することによってその価値が明らかになり、生涯学習などに活用できるようになります。現在、文化財の専門職員として学芸員が5人配置されますが、今後、これら専門職員を中心にしてその専門分野で調査・研究を推進し、文化財を活用するための基礎的情報の蓄積を図つていよいります。	が5人で調査・研究を行なっており、施設の老朽化への対応や、坂井市域全体の文化遺産を対象とする収蔵・展示内容が求められています。そのための改修が必要あります。丸岡歴史民俗資料館については機能が十分ではないため、施設の改修が求められています。	が5人で調査・研究を行なっており、施設の老朽化への対応や、坂井市域全体の文化遺産を対象とする収蔵・展示内容が求められています。そのための改修が必要あります。丸岡歴史民俗資料館については機能が十分ではないため、施設の改修が求められています。							
				区分	国 指定	国 留指定	市 指定	市 留指定	合計		
				国 宝	—	—	—	—	—	1	
				重要文化財	9	—	—	—	—	9	
				有形文化財	—	—	—	—	—	—	
				無形民俗文化財	—	—	—	—	—	—	
				史跡	2	—	—	3	21	26	
				名勝	1	—	—	—	—	1	
				天然記念物	1	—	—	3	6	10	
				名勝天然記念物	1	—	—	—	—	1	
				登録有形文化財	—	—	—	10	—	—	
				登録記念物	—	—	—	1	—	1	
				合 計	15	11	29	37	6	118	129

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(文化課)

ページ	行	修正後		修正前																									
		○基本施策		○基本施策																									
55	(1) 指定文化財の保護 文化財を文化財マップやインターネットで市民に周知することにより、学ぶ場を提供し、文化財を保護します。また、無形民俗文化財については、伝承していくことが重要であるため、市民への公開や後世に伝えていく活動を支援します。	(1) 指定文化財の保護 有形文化財を文化財マップやインターネットで市民に周知することにより、学ぶ場を提供し、文化財を保護します。また、無形民俗文化財については、伝承していくことが重要であるため、市民への公開や後世に伝えていく活動を支援します。	(2) 六呂瀬山古墳群史跡公園の整備 (略)	(2) 六呂瀬山古墳群史跡公園の整備 六呂瀬山古墳群の史跡整備を行い、六呂瀬山古墳群を中心とした地域の歴史や文化について学べる史跡公園の活用を目指します。	(2) 六呂瀬山古墳群史跡公園の整備 六呂瀬山古墳群の史跡整備を行い、六呂瀬山古墳群を中心とした地域の歴史や文化について学べる史跡公園の活用を目指します。																								
56	(3) 文化財等の保存展示施設の整備 みくに龍翔館は、市の博物館として、坂井市域全体の風土や歴史・文化を学ぶことができます。博物館を目標します。 (4) 埋蔵文化財の保護・発掘及び歴史資料の散逸の防止 (略)	(3) 文化財等の保存展示施設の整備 みくに龍翔館は、市の博物館として、坂井市域全体の風土や歴史・文化を学ぶことができます。博物館を目標します。 (4) 埋蔵文化財の保護・発掘及び歴史資料の散逸の防止 (略)	(3) 文化財等の保存展示施設の整備 みくに龍翔館は、市の博物館として、坂井市域全体の風土や歴史・文化を学ぶことができます。博物館を目標します。 (4) 埋蔵文化財の保護・発掘及び歴史資料の散逸の防止 (略)	(1) 指定文化財の保護 有形文化財を文化財マップやインターネットで市民に周知することにより、学ぶ場を提供し、文化財を保護します。また、無形民俗文化財については、伝承していくことが重要であるため、市民への公開や後世に伝えていく活動を支援します。	(1) 指定文化財の保護 有形文化財を文化財マップやインターネットで市民に周知することにより、学ぶ場を提供し、文化財を保護します。また、無形民俗文化財については、伝承していくことが重要であるため、市民への公開や後世に伝えていく活動を支援します。																								
				○主要施策	○主要施策																								
56				<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定文化財の 概要</th> <th>差別の内容</th> <th>施策の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定文化財の 概要</td> <td>指定文化財を保護し、活用する活動や 無形民俗文化財を保存伝承する活 動を実施します。</td> <td>指定文化財の 保護</td> </tr> <tr> <td>六呂瀬山古墳 群史跡整備事 業</td> <td>六呂瀬山古墳群の前方後円墳を有する 北陸最大規模の古墳群を囲む自然景観 との調和を図りながら保存整備し、地域 の歴史や文化を学び親しまれる史跡公 園を目指します。</td> <td>指定文化財の 保護</td> </tr> <tr> <td>文化財等の防 災施設整備</td> <td>国指定重要文化財である丸岡城の防 災施設の整備です。</td> <td>文化財等の防 災施設整備</td> </tr> </tbody> </table>	指定文化財の 概要	差別の内容	施策の内容	指定文化財の 概要	指定文化財を保護し、活用する活動や 無形民俗文化財を保存伝承する活 動を実施します。	指定文化財の 保護	六呂瀬山古墳 群史跡整備事 業	六呂瀬山古墳群の前方後円墳を有する 北陸最大規模の古墳群を囲む自然景観 との調和を図りながら保存整備し、地域 の歴史や文化を学び親しまれる史跡公 園を目指します。	指定文化財の 保護	文化財等の防 災施設整備	国指定重要文化財である丸岡城の防 災施設の整備です。	文化財等の防 災施設整備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定文化財の 概要</th> <th>差別の内容</th> <th>施策の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定文化財の 概要</td> <td>指定文化財を保護し、活用する活動や 無形民俗文化財を保存伝承する活 動を実施します。</td> <td>指定文化財の 保護</td> </tr> <tr> <td>六呂瀬山古墳 群史跡整備事 業</td> <td>六呂瀬山古墳群の前方後円墳を有する 北陸最大規模の古墳群を囲む自然景観 との調和を図りながら保存整備し、地域 の歴史や文化を学び親しまれる史跡公 園を目指します。</td> <td>指定文化財の 保護</td> </tr> <tr> <td>文化財等の防 災施設整備</td> <td>国指定重要文化財である丸岡城の防 災施設の整備です。</td> <td>文化財等の防 災施設整備</td> </tr> </tbody> </table>	指定文化財の 概要	差別の内容	施策の内容	指定文化財の 概要	指定文化財を保護し、活用する活動や 無形民俗文化財を保存伝承する活 動を実施します。	指定文化財の 保護	六呂瀬山古墳 群史跡整備事 業	六呂瀬山古墳群の前方後円墳を有する 北陸最大規模の古墳群を囲む自然景観 との調和を図りながら保存整備し、地域 の歴史や文化を学び親しまれる史跡公 園を目指します。	指定文化財の 保護	文化財等の防 災施設整備	国指定重要文化財である丸岡城の防 災施設の整備です。	文化財等の防 災施設整備
指定文化財の 概要	差別の内容	施策の内容																											
指定文化財の 概要	指定文化財を保護し、活用する活動や 無形民俗文化財を保存伝承する活 動を実施します。	指定文化財の 保護																											
六呂瀬山古墳 群史跡整備事 業	六呂瀬山古墳群の前方後円墳を有する 北陸最大規模の古墳群を囲む自然景観 との調和を図りながら保存整備し、地域 の歴史や文化を学び親しまれる史跡公 園を目指します。	指定文化財の 保護																											
文化財等の防 災施設整備	国指定重要文化財である丸岡城の防 災施設の整備です。	文化財等の防 災施設整備																											
指定文化財の 概要	差別の内容	施策の内容																											
指定文化財の 概要	指定文化財を保護し、活用する活動や 無形民俗文化財を保存伝承する活 動を実施します。	指定文化財の 保護																											
六呂瀬山古墳 群史跡整備事 業	六呂瀬山古墳群の前方後円墳を有する 北陸最大規模の古墳群を囲む自然景観 との調和を図りながら保存整備し、地域 の歴史や文化を学び親しまれる史跡公 園を目指します。	指定文化財の 保護																											
文化財等の防 災施設整備	国指定重要文化財である丸岡城の防 災施設の整備です。	文化財等の防 災施設整備																											

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(図書館)

ページ	行	4—3 図書館運営の充実		現行
		延長後(案)	4—3 図書館運営の充実	
45	○現況と課題	<p>坂井市では、三国、丸岡、春江、坂井の4つの図書館で図書館サービスを実施しています。地域に根ざした図書館として、利用者に様々な情報をお届けします。また、読書普及として、「定例おはなし会」率や各種行事の充実に努めます。さらに、市内外小学校や公民館への配本を実施しています。</p> <p>図書館内では公衆無線LANが利用できるようになります。また、ホームページから蔵書検索や予約も可能で、図書館内は事務室とともに「おはなし会」を開催したり、各館ごとに各館の資料については効率的な収集、提供に努めます。また、貸出・返却ができるようになります。また、ホームページから蔵書検索や予約も可能で、図書館間を連携していきます。</p> <p>図書館では、毎週土曜日には「おはなし会」を開催します。また、市内外小学校やコミュニティセンターへの配本を実施します。平成26年10月からは乳児期からの読書習慣の形成を重点目標に、6ヵ月児の赤ちゃんとのその保護者を対象に「ブックスタート事業」を開始します。</p> <p>図書館はわざかに減少傾向にあります。また、市内外の図書館は、人口減少社会であることで、またテレビやインターネットなどの情報メディアが利用しやすくなっています。そのため、図書館利用の減少にも影響します。それが子どもから大人までの、図書館利用の減少にも影響していると思われました。</p> <p>このような状況の中、生涯学習の拠点として、これまで以上に生活や地域社会に密着した資料や情報を収集し提供することを進めています。また、学校、家庭、地域と連携協力しながら、次代を担う子どもたちに、自主的に本に親しむ機会を提供し、子どもも読書活動の推進に努める必要があります。</p> <p>情報化社会の中、情報発信の方法や電子書籍への対応など、次世代型図書館としてのサービスも大きな課題となっています。</p> <p>また、本市の図書館は、記念文庫や郷土資料など、価値のある資料を多く所蔵しています。郷土に誇りを持つもちろんためにも、記念文庫や郷土資料を広く市民に開放し、より多くの人に利活用してもらおうようにする必要があります。</p>	<p>○現況と課題</p> <p>坂井市には4つの自治区それぞれに図書館があり、地域に根ざした図書館として、利用者に様々な情報をお届けします。また、読書普及として、「定例おはなし会」率や各種行事の充実に努めます。さらに、市内外小学校や公民館への配本を実施しています。</p> <p>坂井市では、平成21年4月に「坂井市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成21～25年間を推進期間としています。今後も、学校、家庭、地域と連携協力に努める必要があります。また、平成23年1月に新しい図書館システムが稼動し、1枚の図書利用カードペーパーで市内の各図書館で貸出、返却ができるようになります。また、図書館のホームページから蔵書検索や予約も可能になります。</p> <p>図書館の貸出冊数はわずかに増加していますが、新たなサービスを提供できるようになります。この要因の一つとして、テレビやインターネットなどが子どもが子どもから大人まで利用されています。また、図書館利用者数はやや減少しています。この状況の中、図書館は、図書などの充実を図り、市民に対する情報提供を図り、生涯学習の機会を整備し、より快適な図書館が求められます。そのためには、図書館の施設環境を整備し、必要な資料を所蔵していきます。</p> <p>《資料P83 4—3資料「坂井市立図書館の概要」参照》</p>	<p>○現況と課題</p> <p>坂井市には4つの自治区それぞれに図書館があり、地域に根ざした図書館として、利用者に様々な情報をお届けします。また、読書普及として、「定例おはなし会」率や各種行事の充実に努めます。さらに、市内外小学校や公民館への配本を実施しています。</p> <p>坂井市では、平成21年4月に「坂井市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成21～25年間を推進期間としています。今後も、学校、家庭、地域と連携協力に努める必要があります。また、平成23年1月に新しい図書館システムが稼動し、1枚の図書利用カードペーパーで市内の各図書館で貸出、返却ができるようになります。また、図書館のホームページから蔵書検索や予約も可能になります。</p> <p>図書館の貸出冊数はわずかに増加していますが、新たなサービスを提供できるようになります。この要因の一つとして、テレビやインターネットなどが子どもから大人まで利用されています。また、図書館利用者数はやや減少しています。この状況の中、図書館は、図書などの充実を図り、市民に対する情報提供を図り、生涯学習の機会を整備し、より快適な図書館が求められます。そのためには、図書館の施設環境を整備し、必要な資料を所蔵していきます。</p> <p>《資料P83 4—3資料「坂井市立図書館の概要」参照》</p>

※ブックスタート事業
図書館では5～6か月児育児相談日に合わせて、赤ちゃんと保護者に対し絵本を図書化した体験と、絵本をプレゼントします。絵本を介して、親子がふれあう時間を持つきっかけづくりを行っています。

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(図書館)

ページ	行	現行										
		<坂井市立図書館利用状況>					<坂井市立図書館利用状況>					
項目	年度	三団図書館	丸岡図書館	春江図書館	坂井図書館	合計	前年度比	平成21年度	平成22年度	平成23年度	前年度比	
蔵書冊数 (冊)	平成26年度	146,921	177,181	194,541	81,518	660,161	102.0%	142,280	187,647	184,391	101.9%	
平成25年度	143,983	175,049	191,961	77,492	586,485	101.5%	139,876	183,428	182,168	60,886	566,358	
平成24年度	139,821	176,535	190,727	72,734	579,817	101.4%	135,084	178,177	176,664	60,249	550,714	
平成23年度	137,468	175,212	189,731	69,333	571,764	99.3%	162,577	185,932	315,823	101,295	765,647	
平成26年度	114,362	103,455	188,350	81,247	487,294	104.5%	149,825	180,245	317,664	94,730	742,464	
平成25年度	114,064	98,595	179,434	74,187	466,280	97.1%	138,058	180,787	316,711	81,493	717,049	
平成24年度	117,017	109,758	195,177	54,072	480,024	96.8%	148,015	43,491	72,895	21,519	180,920	
(人)	平成23年度	120,245	100,857	202,679	72,588	496,869	99.2%	41,518	73,433	20,281	176,750	
平成26年度	7,064	8,192	14,386	4,087	33,729	110.4%	38,928	42,195	73,536	17,910	172,568	
登録者数 (人)	平成25年度	6,447	7,455	13,084	3,565	30,551	114.2%	18,338	17,186	35,213	10,984	81,721
平成24年度	5,730	6,636	11,429	2,948	26,743	122.3%	17,787	16,348	34,906	10,556	79,557	
平成23年度	4,778	5,325	9,258	2,574	21,935	118.5%	17,285	15,480	32,354	10,162	75,261	
平成26年度	48,702	42,587	77,034	40,218	208,541	99.3%	109,516	110,287	213,489	65,066	498,838	
平成25年度	49,803	44,032	78,326	37,327	209,988	104.4%	115,437	108,958	226,408	66,406	517,209	
(人)	平成24年度	52,926	47,246	78,927	22,971	201,170	98.7%					
平成23年度	52,096	42,563	80,411	28,768	203,740	112.5%						
平成26年度	176,830	174,875	288,540	190,323	830,568	99.3%						
平成25年度	181,919	179,411	298,431	176,875	836,636	105.6%						
(冊)	平成24年度	188,792	192,758	304,159	106,425	792,134	97.9%					
平成23年度	186,464	180,064	313,266	129,717	809,511	105.5%						

*坂井図書館は、新館移転に伴い、平成25年1月から平成25年4月まで休館。

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(図書館)

ページ	行	延長後(案)	現行
		<p>○基本施策</p> <p>(1) 多様な資料の提供を基本としたサービスの充実市民のくらしや仕事などに役立つ情報や資料の的確な収集、整備と保存に努めます。坂井市内4館のネットワーク及び県内外図書館との相互貸借網を活用します。また、市民が求める必要な情報や資料を速やかに提供します。さらに、検索や予約など図書館利用における利便性を向上し、利用者の増加を図ります。</p>	<p>○基本施策</p> <p>(1) 多様な資料の提供を基本としたサービスの充実市民のくらしや仕事などに役立つ情報や資料の的確な収集、整備と保存に努めます。坂井市内4館のネットワーク及び県内外図書館との相互貸借網を活用します。また、坂井市内4館のネットワーク及び県内外図書館との相互貸借網を活用します。さらに、検索や予約など図書館利用における利便性を向上し、利用者の増加を図ります。</p>
		<p>(2) 子どもの読書活動の推進「坂井市子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児から青少年までの読書普及活動を推進します。特に、ピックスタート事業やおはなし会、各種行事などを通じて、子どもが本と出会う機会をつくらるなど、自主的に楽しく本に親しめる読書環境の充実に努めます。</p>	<p>(2) 子どもの読書活動の推進「坂井市子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児から高校生までの読書普及活動を推進します。特に、「おはなし会」や各種行事などを通じて、子どもが本と出会う機会をつくらるなど、自主的に楽しく本に親しめる読書環境を整備します。</p>
		<p>(3) 図書館の施設整備 市民一人人が快適に、「読みます」、「調べる」、「くつろぐ」ことができるよう に施設の修繕や整備を行います。</p>	<p>(3) 図書館の施設整備 市民一人人が快適に「読みます」、「調べる」、「くつろぐ」ことができます。 に、施設の修繕や整備を行います。</p>
		<p>(4) 地域資料の収集と啓発 地域と深く係わりのある文学者や偉人、歴史、産業などに関する資料の収集、保存を行います。また、次代を担う人たちに記念文庫等の管理と啓発を継承するための講演会や行事を開催します。</p>	<p>(4) 地域資料の収集と啓発 地域と深く係わりのある文学者や偉人、歴史、産業などに関する資料の収集、保存を行います。また、次代を担う人たちに記念文庫等の管理と啓発を継承するための講演会や行事を開催します。</p>

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(図書館)

ページ	行	延長後(案)				現行				
		○主要施策		施策の内容		施策の内容		施策の内容		
		H28	H29	H30	H24	H25	H26	H27		
次期計画										
48	図書館サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 資料や情報の的確で効率的な収集、整備、保存及び提供 レフアレンスサービス(※)の充実 蔵書検索やホームページ活用の普及 パソコンサーモページ上からのお約束付新刊案内及び特集コーナー等の整備 講演会等行事の開催 コミュニケーションセンターへの配本の実施 おはなし会の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 資料や情報の的確で効率的な収集、整備、保存及び提供 レフアレンスサービス(※)の充実 蔵書検索やホームページ活用の普及 パソコンサーモページ上からのお約束付新刊案内及び特集コーナー等の整備 講演会等行事の開催 コミュニケーションセンターへの配本の実施 おはなし会の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 資料や情報の的確で効率的な収集、整備、保存及び提供 レフアレンスサービス(※)の充実 蔵書検索やホームページ活用の普及 パソコンサーモページ上からのお約束付新刊案内及び特集コーナー等の整備 講演会等行事の開催 公民館配本の実施と貸出の周知 おはなし会や各種行事の開催 新生児向け読書普及チラシの各戸配布 	<ul style="list-style-type: none"> 資料や情報の的確で効率的な収集、整備、保存及び提供 レフアレンスサービス(※)の充実 蔵書検索やホームページ活用の普及 パソコンサーモページ上からのお約束付新刊案内及び特集コーナー等の整備 講演会等行事の開催 公民館配本の実施と貸出の周知 おはなし会や各種行事の開催 新生児向け読書普及チラシの各戸配布 	<ul style="list-style-type: none"> 資料や情報の的確で効率的な収集、整備、保存及び提供 レフアレンスサービス(※)の充実 蔵書検索やホームページ活用の普及 パソコンサーモページ上からのお約束付新刊案内及び特集コーナー等の整備 講演会等行事の開催 公民館配本の実施と貸出の周知 おはなし会や各種行事の開催 新生児向け読書普及チラシの各戸配布 	<ul style="list-style-type: none"> 資料や情報の的確で効率的な収集、整備、保存及び提供 レフアレンスサービス(※)の充実 蔵書検索やホームページ活用の普及 パソコンサーモページ上からのお約束付新刊案内及び特集コーナー等の整備 講演会等行事の開催 公民館配本の実施と貸出の周知 おはなし会や各種行事の開催 新生児向け読書普及チラシの各戸配布 	<ul style="list-style-type: none"> 資料や情報の的確で効率的な収集、整備、保存及び提供 レフアレンスサービス(※)の充実 蔵書検索やホームページ活用の普及 パソコンサーモページ上からのお約束付新刊案内及び特集コーナー等の整備 講演会等行事の開催 公民館配本の実施と貸出の周知 おはなし会や各種行事の開催 新生児向け読書普及チラシの各戸配布 		
	図書館の施設整備	<ul style="list-style-type: none"> 施設の恒常的な修繕と整備 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の恒常的な修繕と整備 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の恒常的な修繕と整備 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の恒常的な修繕と整備 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の恒常的な修繕と整備 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の恒常的な修繕と整備 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の恒常的な修繕と整備 		
	記念文庫の管理と啓発	<ul style="list-style-type: none"> 記念文庫関連資料及び郷土資料の収集 講演会や行事の開催 記念文庫の管理と啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 記念文庫関連資料及び郷土資料の収集 講演会や行事の開催 記念文庫の管理と啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 記念文庫関連資料及び郷土資料の収集 講演会や行事の開催 記念文庫の管理と啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 記念文庫関連資料及び郷土資料の収集 講演会や行事の開催 記念文庫の管理と啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 記念文庫関連資料及び郷土資料の収集 講演会や行事の開催 記念文庫の管理と啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 記念文庫関連資料及び郷土資料の収集 講演会や行事の開催 記念文庫の管理と啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 記念文庫関連資料及び郷土資料の収集 講演会や行事の開催 記念文庫の管理と啓発 		

※レフアレンスサービス
利用者の調査・研究を支援するため、図書館が利用者の質問に対して、情報を提供したり、情報源をアドバイスしたりすること。

※レフアレンスサービス
利用者の調査・研究を支援するため、図書館が利用者の質問に対して、情報を提供したり、情報源をアドバイスしたりすること。

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(図書館)

ページ 行 延長後(案)

坂井市立図書館の概要

【施設概要】

平成27年6月現在				
	所在地	独立・複合	開館年月日	現施設建設年月日
三国図書館 二丁目4番20号	三国町神明 二丁目4番20号	複合	昭和36年7月15日	平成5年11月1日 1,616 m ²
丸岡図書館 三丁目10番地1	丸岡町竜 三丁目10番地1	独立	昭和58年3月25日	昭和58年3月20日 1,736 m ²
春江図書館 第15番22号地1	春江町西太郎丸 第15番22号地1	複合	昭和58年4月1日	平成7年5月11日 1,585 m ²
坂井町下新庄 第12号3番地1	坂井町下新庄 第12号3番地1	独立	昭和62年4月15日	昭和25年5月1日 1,115 m ²
				○開館時間：9:30～18:30
				○休館日：毎週月曜日、第1木曜日、年末年始

76

【主な事業概要（平成26年度）】

4館合同事業

- ①谷川像太郎トータルライブ
- ②めざせ！どくしょ名人
- ③図書館児童学習センター
- ④本の福袋

【施設概要】

平成23年1月現在

平成27年6月現在				
	所在地	独立・複合	開館年月日	現施設建設年月日
三国図書館 三国町神明 一丁目4番20号	三国町神明 一丁目4番20号	複合	昭和36年7月15日	昭和36年7月15日 1,616 m ²
丸岡図書館 丸岡町竜 三丁目10番地1	丸岡町竜 三丁目10番地1	独立	昭和58年3月12日	昭和58年3月20日 1,717 m ²
春江図書館 春江町西太郎丸 第15番22号地1	春江町西太郎丸 第15番22号地1	複合	昭和58年4月1日	平成7年5月11日 1,585 m ²
坂井図書館 坂井町下新庄 第12号3番地1	坂井町下新庄 第12号3番地1	独立	昭和62年4月15日	昭和62年4月15日 914 m ²

○開館時間：9:30～18:30

○休館日：毎週月曜日、第1木曜日、年末年始

現行

坂井市立図書館の概要

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(図書館)

ページ	行	延長後(案)		現行	
		三国図書館	丸岡図書館	丸岡図書館	丸岡図書館
		<p style="text-align: center;">【事業概要(平成21年度)】</p>			
		<p>【おはなし会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①仁愛のお姉さんと遊ぼう会 ②あいのりお話し会 ③サークル赤きん縁読書居とおはなし会 ④おはなし会しきしやほつ漫談おはなし会 ⑤おはなし会 ⑥子どもひろば 	<p>【おはなし会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①仁愛のお姉さんと遊ぼう会 ②あいのりお話し会 ③サークル赤きん縁読書居とおはなし会 ④おはなし会 ⑤子どもひろば 	<p>【図書館行事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①幼稚園・保育園児図書館見学会 ②夏休みお話し会スペシャル ③古本市 ④後援50年三好音楽講演会 ⑤おはなし会クリスマススペシャル ⑥工作教室 	<p>【図書館行事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①幼稚園・保育園児図書館見学会 ②夏休みお話し会スペシャル ③歴史文学講演会 ④古本市 ⑤白川文字で遊ぼう ⑥おはなし会クリスマススペシャル

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(図書館)

ページ	行	延長後(案)	現行

坂井市教育振興基本計画改訂新旧対照表(図書館)

ページ 行	延長後(案)	現行	
		○記念文庫等	
	<p>中野重治記念文庫（丸岡図書館） 丸岡町出身の小説家・評論家・詩人。戦前、戦後を代表するプロレタリア文學の作家である。日本近代文學の旗手として活躍した。</p> <p>小栗田淳記念文庫（丸岡図書館） 丸岡町の出身。鉱山史研究の第一人者である。また、貨幣や外交貿易史にも精通。福井県史の編集にも携わっており、郷土誌も多数所蔵している。</p> <p>今川節の部屋（丸岡図書館） 丸岡町出身の作曲家。25歳の若さで天逝したが、作品は約260曲にのぼる。直筆の楽譜、遺品など多數展示している。</p> <p>平澤貞次郎記念文庫（三国図書館） 日本現代詩人会が主催する「H氏賞」の生みの親である。「H氏賞」は優れた現代詩の新人を広く発掘することを目的とする。</p> <p>堂森芳夫文庫（三国図書館） 三国町出身の国會議員。医師でもあったため医学書も多く含まれている。</p> <p>伊藤白翠文庫（三国図書館） 俳人。三国町に居住していた。高浜虚子の門弟であり、森田愛子と3人の交遊は「虹」という作品にも描かれている。</p> <p>石原八東文庫（三国図書館） 俳人。伊藤白翠らと親交があつたことから、蔵書が寄贈された。</p> <p>古谷綱武・吉沢久子文庫（春江図書館） 文芸評論家古谷綱武と夫人である家事評論家吉沢久子の著書及び蔵書を収蔵している。</p>	<p>中野重治記念文庫（丸岡図書館） 丸岡町に生まれる。戦前、戦後を代表するプロレタリア文學の作家である。</p> <p>小栗田淳記念文庫（丸岡図書館） 丸岡町の出身。鉱山史研究の第一人者である。また、貨幣や外交貿易史にも精通。福井県史の編集にも携わっており、郷土誌も多数所蔵している。</p> <p>平澤貞次郎記念文庫（三国図書館） 日本現代詩人会が主催する「H氏賞」の生みの親である。「H氏賞」は優れた現代詩の新人を広く発掘することを目的とする。</p> <p>堂森芳夫文庫（三国図書館） 三国町出身の国會議員。医師でもあったため医学書も多く含まれている。</p> <p>伊藤白翠文庫（三国図書館） 俳人。三国町に居住していた。高浜虚子の門弟であり、森田愛子と3人の交遊は「虹」という作品にも描かれている。</p> <p>石原八東文庫（三国図書館） 俳人。伊藤白翠らと親交があつたことから、蔵書が寄贈された。</p> <p>古谷綱武・吉沢久子文庫（春江図書館） 文芸評論家古谷綱武と夫人である家事評論家吉沢久子の著書及び蔵書を収蔵している。</p>	
78	<p>中野重治記念文庫（丸岡図書館） 丸岡町出身の小説家・評論家・詩人。戦前、戦後を代表するプロレタリア文學の作家である。日本近代文學の旗手として活躍した。</p> <p>小栗田淳記念文庫（丸岡図書館） 丸岡町の出身。鉱山史研究の第一人者である。また、貨幣や外交貿易史にも精通。福井県史の編集にも携わっており、郷土誌も多数所蔵している。</p> <p>今川節の部屋（丸岡図書館） 丸岡町出身の作曲家。25歳の若さで天逝したが、作品は約260曲にのぼる。直筆の楽譜、遺品など多數展示している。</p> <p>平澤貞次郎記念文庫（三国図書館） 日本現代詩人会が主催する「H氏賞」の生みの親である。「H氏賞」は優れた現代詩の新人を広く発掘することを目的とする。</p> <p>堂森芳夫文庫（三国図書館） 三国町出身の国會議員。医師でもあったため医学書も多く含まれている。</p> <p>伊藤白翠文庫（三国図書館） 俳人。三国町に居住していた。高浜虚子の門弟であり、森田愛子と3人の交遊は「虹」という作品にも描かれている。</p> <p>石原八東文庫（三国図書館） 俳人。伊藤白翠らと親交があつたことから、蔵書が寄贈された。</p> <p>古谷綱武・吉沢久子文庫（春江図書館） 文芸評論家古谷綱武と夫人である家事評論家吉沢久子の著書及び蔵書を収蔵している。</p>	<p>中野重治記念文庫（丸岡図書館） 丸岡町に生まれる。戦前、戦後を代表するプロレタリア文學の作家である。</p> <p>小栗田淳記念文庫（丸岡図書館） 丸岡町の出身。鉱山史研究の第一人者である。また、貨幣や外交貿易史にも精通。福井県史の編集にも携わっており、郷土誌も多数所蔵している。</p> <p>平澤貞次郎記念文庫（三国図書館） 日本現代詩人会が主催する「H氏賞」の生みの親である。「H氏賞」は優れた現代詩の新人を広く発掘することを目的とする。</p> <p>堂森芳夫文庫（三国図書館） 三国町出身の国會議員。医師でもあったため医学書も多く含まれている。</p> <p>伊藤白翠文庫（三国図書館） 俳人。三国町に居住していた。高浜虚子の門弟であり、森田愛子と3人の交遊は「虹」という作品にも描かれている。</p> <p>石原八東文庫（三国図書館） 俳人。伊藤白翠らと親交があつたことから、蔵書が寄贈された。</p> <p>古谷綱武・吉沢久子文庫（春江図書館） 文芸評論家古谷綱武と夫人である家事評論家吉沢久子の著書及び蔵書を収蔵している。</p>	